

第4期
山梨市地域福祉計画
【案】

2026-2030

～みんながもうちょっと幸せになる～

第4期地域福祉計画 第1期再犯防止計画

令和8年3月



市長挨拶

はじめに

山梨市では、平成22年から地域福祉計画を策定し3度の更新を重ねてきました。令和の時代になり、私たちの暮らしそも大きく変わっています。

少子高齢化が進み、一人暮らしの方も増えて、地域のつながりが薄れていますと感じることも多いと思います。

そのような中で、子育てや介護、障がいのある方のこと、生活が苦しくなった方の支えなど、皆さんが抱える悩みや課題がより複雑で多様になってきました。誰かに相談したいけれど、なかなか話せずに一人で悩んでしまう人もいます。だからこそ、制度のサービスに頼るだけでなく、地域の人と人が助け合う“つながり”的大切さがますます大きくなっています。

今回の地域福祉計画は、これまでの取り組みを大切にしながら、市民の皆さんのが分かりやすい言葉で、身近に感じられるよう工夫しました。計画の中では、「みんなが安心して暮らせるしぐみを整えること」「誰もが自分らしく活躍できるしぐみをつくること」「みんなが安心して暮らせるしぐみを整えること」「誰もがつながり合い支え合う地域をつくること」を大切な目標に掲げています。これらは一人ひとりの力はもちろん、地域の公的なサービスが一緒にになって進めていかなければ実現できません。

この計画を作るにあたっては、多くの皆さんからアンケートやご意見をいただき、市民や関係団体の皆さんと一緒に考えてきました。改めて、心から感謝申し上げます。

これからも、みんなが住み慣れた山梨市で元気に安心して暮らせるよう、皆さんと手を取り合って進んでいきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。



令和8年3月

山梨市長 高木晴雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 地域共生社会の重要性	2
3 計画の位置づけ	2
4 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項	4

第2章 本市の現状

1 位置と特徴	5
2 本計画とSDGsとの関連	6
3 地域を取り巻く現状	7
4 アンケート調査の概要	15
5 評価について	24

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念	28
2 基本目標	29
3 計画の体系図	31

第4章 地域福祉推進のための施策

1 地域を支える人材の育成支援	
(1) 地域福祉を支える人材の育成支援	32
(2) 災害時の避難体制づくりの推進	32
(3) 安定した生活の確保	33
2 自分らしく活躍できる地域づくり	
(1) 一人ひとりが尊重される参加と活動	34
(2) 情報共有と支援ネットワークの構築	34
(3) 福祉分野以外の連携	35
3 誰もがともにつながり、支え合う地域づくり	
(1) ボランティア・NPO法人など福祉団体などの活動支援	36

（2）課題を早期発見・早期対応できる地域づくり	3 6
（3）生活課題のニーズを包括的に受けとめる体制づくり	3 7
4 地域に关心をもち、行動できる人が増える環境づくり	
（1）住民等による支え合い活動の促進	3 8
（2）地域における支え合い拠点の整備・拡充	3 9
（3）あらゆる世代の福祉学習の推進	3 9

【第Ⅰ期 山梨市再犯防止推進計画】

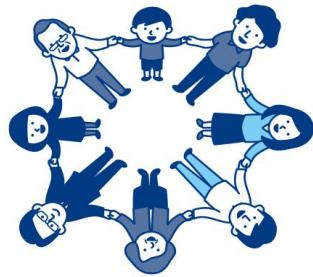
1 策定趣旨	4 2
2 計画の位置づけ	4 2
3 計画期間	4 2
4 地域における犯罪発生状況	4 2
5 計画の基本方針	4 4
6 取り組み施策	4 8
（1）地域社会の理解と受け入れの促進	4 8
（2）多機関連携の強化	4 8
（3）就労・居住の確保による再犯防止の推進	4 9
（4）非行防止の推進による犯罪防止の強化	4 9

附：資料編

生活困窮者等のための地域づくり事業

「open talking bar」	5 5
国の地域福祉策定ガイドラインとの対応表	5 6
地域づくりフォーラム	6 0
山梨市地域福祉策定懇話会委員名簿	6 2

第Ⅰ章 計画の策定にあたって



① 計画策定の背景

地域福祉計画の策定は、地域社会の持続可能な発展と住民一人ひとりの福祉向上を図るために極めて重要な取り組みです。まず、日本社会は近年、急速に高齢化が進展しており、多くの高齢者が地域で生活しています。この高齢化社会に対応するためには、介護や医療、日常生活支援など、多様なニーズに応えるための包括的な支援体制の整備が求められます。地域福祉計画は、そのような支援体制の設計図として機能し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを支える基盤となります。

また、地域社会には様々な年齢層や文化的背景、生活様式を持つ多様な住民が共に暮らしています。それぞれの背景やニーズを把握し、地域全体で多様性を尊重した福祉サービスを提供することが重要です。地域福祉計画は、このような多様な福祉ニーズを反映させ、住民が暮らしやすい環境を形成する上で欠かせない役割を果たします。

さらに、現代の地域社会では孤立化が課題となっており、地域のつながりを強化し支え合いの精神を育むことが求められています。地域福祉計画は、住民同士の連携や助け合いを促進し、孤立を防ぐための具体的な施策を示すことで、地域の安全・安心な暮らしを支えます。

最後に、地域社会を取り巻く環境は変化し続けており、将来に向けた課題に備えることが必要です。地域福祉計画は、こうした変化を見据え、先を見通した施策を計画的に進めるための指針となり、地域が抱える潜在的な課題に柔軟かつ効果的に対応することを可能にします。

以上のように、地域福祉計画は地域の現状と未来を見据え、多様な住民の生活を支えるための重要な施策の体系として策定されます。この計画を通じて、誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会の実現を目指していきたいと思います。



② 地域共生社会の重要性

地域福祉計画は、地域の住民が互いに支え合い、共に生活するための基盤を築くことを目指しています。この中で重要な概念となるのが「地域共生社会」です。地域共生社会とは、地域に住むすべての人々が共に尊重し、助け合いながら暮らす社会のことです。この社会では、年齢や性別、障がいの有無、文化的背景などに関係なく、すべての人がその地域の一員として価値を持ち、参加できることが重視されます。地域共生社会の実現に向けて、私たちは以下の要素を大切にしています。

多様性の受容 : 地域に住む人々のさまざまなニーズや価値観を理解し、受け入れることで、誰もが安心して生活できる環境を整えます。例えば、高齢者や障がい者が生活しやすい町づくりを進めることで、すべての人がとけ込むことができる地域を目指します。

協力の仕組み : 地域内で住民同士が支え合う仕組みをつくることが必要です。ボランティア活動や地域イベントを通じて、住民のつながりを強化し、互いに助け合う関係を育てます。このような取り組みは、孤立を防ぐだけでなく、地域の絆を深めます。

地域資源の活用 : 地域にある多様な資源（人、物、情報）を積極的に活用し、地域全体で住民のニーズに応えます。地域の特性を生かした支援が行えるよう、地域の支援機関や住民が協力していくことが重要です。

このように、地域共生社会は住民一人ひとりが地域の一員として実感し、互いにサポートし合うことを基本とします。そして、地域福祉計画はその実現に向けて具体的な施策を展開し、地域の生活をより豊かにしていくことを目指しています。私たちの地域が、誰もが安心して暮らせる共生の場となるよう、引き続き努力していきます。



③ 計画の位置づけ

1 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定されるものであり、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

2 計画期間

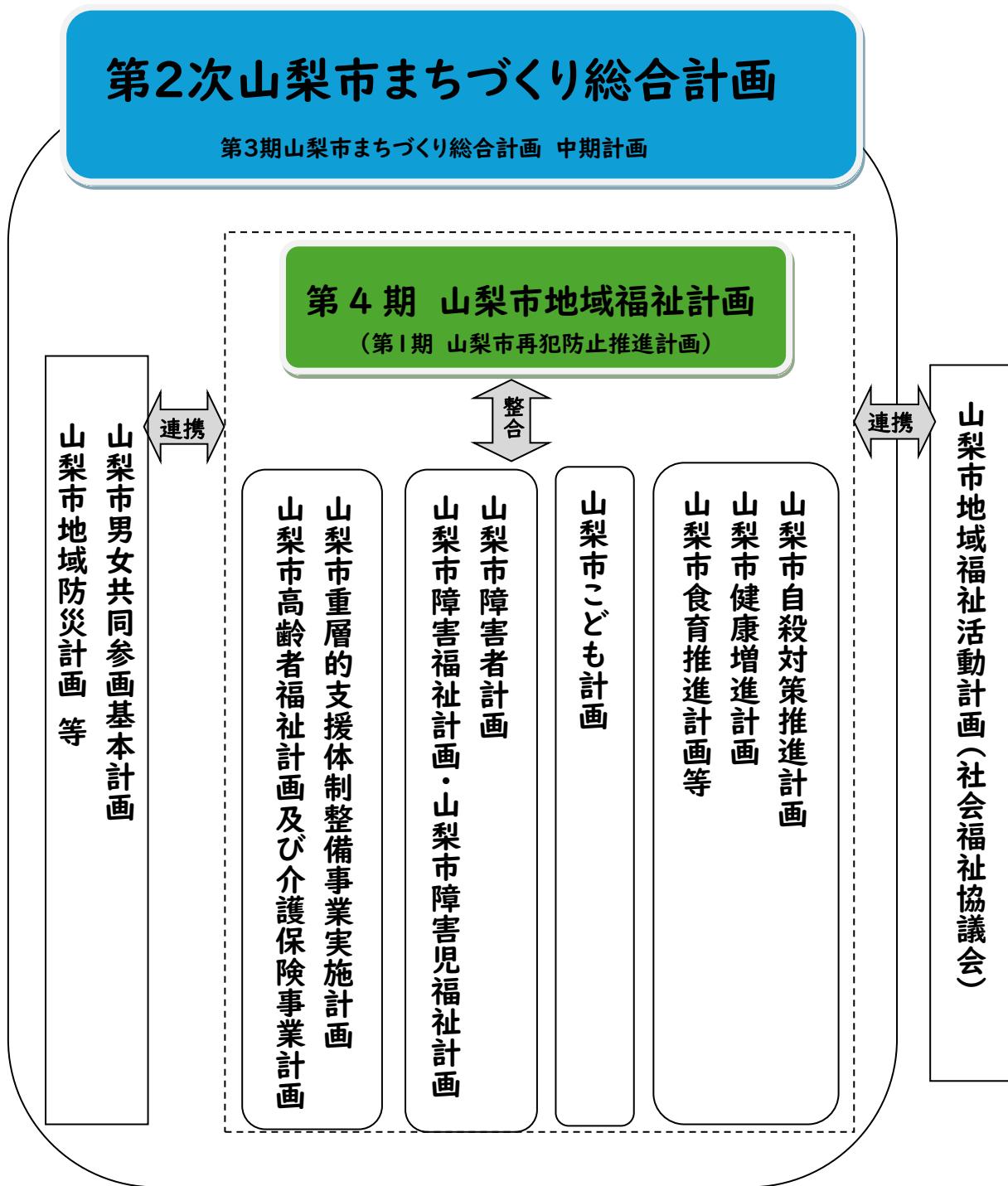
計画期間は令和8年度から令和12年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や制度の大幅な改正、関連計画との整合性等を考慮して、必要に応じて見直しを図るものとします。

3 関連計画との関係

本計画は第2次山梨市まちづくり総合計画を上位計画とし、地域福祉の推進を具現化する計画です。

また地域福祉を一体的に推進する観点から、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉等の分野別計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。さらに福祉の分野別計画以外の諸計画と整合性を図ります。

【関連計画と地域福祉計画の関係図】



④ 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

対応表は P60・P61・P62

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等

を目的とした福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野にうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対する対応できる体制

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利養護の在り方

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会帰支援の在り方

シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

タ 全庁的な体制整備

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

ア 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携

イ 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

エ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号に規定する事業）

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号に規定する事業）

ウ 多機関の協議による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号に規定する事業）

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

ア 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援

イ 社会福祉法人による「地域における交易的な取組」の推進

ウ 福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ア 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援

イ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

ウ 地域住民、サービス利用者の自立

エ 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上

オ 住民等の交流会、勉強会等の開催、福祉教育の推進

カ 福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮

キ 民生委員・児童委員の充実に向けた環境整備

「地域福祉計画の策定ガイドライン」及び「厚生労働省地域福祉計画策定状況の調査結果」をもとに作成

本市の現状

① 位置と特徴

山梨市は、東京から約 100km 圏、山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置し、西から南にかけて甲府市及び笛吹市に、東は甲州市、北は埼玉県秩父市及び長野県川上村にそれぞれ接しており、市域面積は 289.87 km²と県内で4番目の広さとなっています。森林が市域面積の8割以上を占め、笛吹川とその支流の日川、重川、兄川、鼓川、琴川など がもたらす肥沃な土地の恩恵を受け、なだらかな斜面や平坦地に広がる桃・ぶどうの果樹園は、美しい郷土景観とともに、県内有数の生産量を誇っています。

南部に位置する山梨地域は、笛吹川左岸に平坦地、右岸は平坦地から丘陵地帯が広がっています。南部の平坦地には JR 中央線山梨市駅を中心に学校施設、医療施設、その他公共施設が集まり、市街地が形成されています。

市街地周辺から丘陵地帯にかけては、桃、ぶどうなどの果樹園が広がり、その中に集落が点在しており、平地から斜面に広がる樹園地が四季折々に織りなす色彩変化の美しさとともに観光拠点の象徴となる笛吹川フルーツ公園は、シーズンには多くの観光客が訪れます。

中央部に位置する牧丘地域は、四方を山で囲まれ、起伏の激しい傾斜地です。耕地や集落は地域内を流れる河川流域に添った南面の丘陵地帯に集中しており、その周辺標高 420m ~ 900mにかけて農地が分布しています。気候は内陸型で寒暖の差が大きいため、これらの条件に適した牧丘ブランドである巨峰やシャインマスカットづくりを中心に、都市との交流促進と併せた観光農業の促進などの積極的な資源活用により、特徴ある地場産業形成に取り組んでいます。

北東に位置する三富地域は、秩父山系の 2,000m 級の山岳によって東北及び北部を囲まれ、概ね急峻な地勢です。気候は中雨地帯に属し、広葉雑木林と杉・檜・カラマツなどの人工林が混生する山林が広範囲を占めています。

大小 20 の集落と耕地は、地域の中央を流れる笛吹川と支流の徳和川沿いのわずかな平坦地に散在しています。産業は、温泉、広瀬湖、西沢渓谷などの観光スポットや豊かな自然環境を生かした観光産業が主となっています。



② 本計画と SDGs との関連

SDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030年までの間に達成すべき17の目標及び細分化された169のターゲットから構成された包括的な目標です。

本市では、第2次山梨市まちづくり総合計画「第2期中期計画」において、地方創生への取組の深化のため、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を総合的に推進する必要があるとしています。

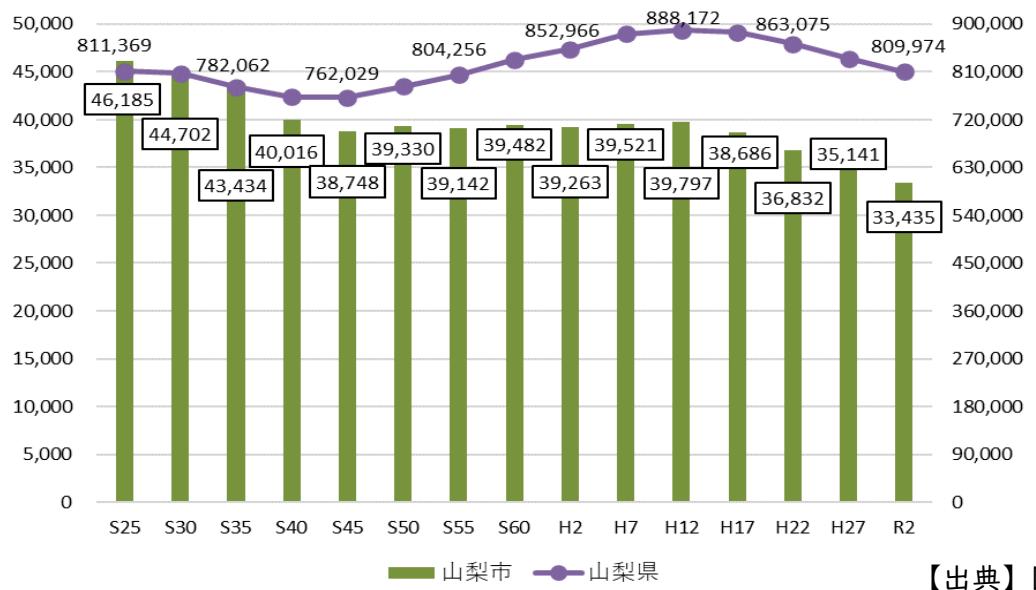
本計画においても、「誰一人取り残さない」理念のもと、SDGsの達成に向けた取組を推進していきます。



③ 地域福祉を取り巻く現状

本市は4万人前後とほぼ横ばいで推移しました。平成12年以降は山梨県全体と同様に減少しています。令和2年には33,435人と、昭和25年以降、最も少なくなりました。

【山梨市と山梨県の人口の推移】



【出典】国勢調査

平成 20 年から平成 24 年の 5 年間の本市における出生数の平均は 257 人でしたが、平成 30 年から令和 4 年の 5 年間の平均では 187 人、令和 6 年は 147 人と大きく減少しています。

また、本市の合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、近年では山梨県全体だけでなく全国を下回っています。

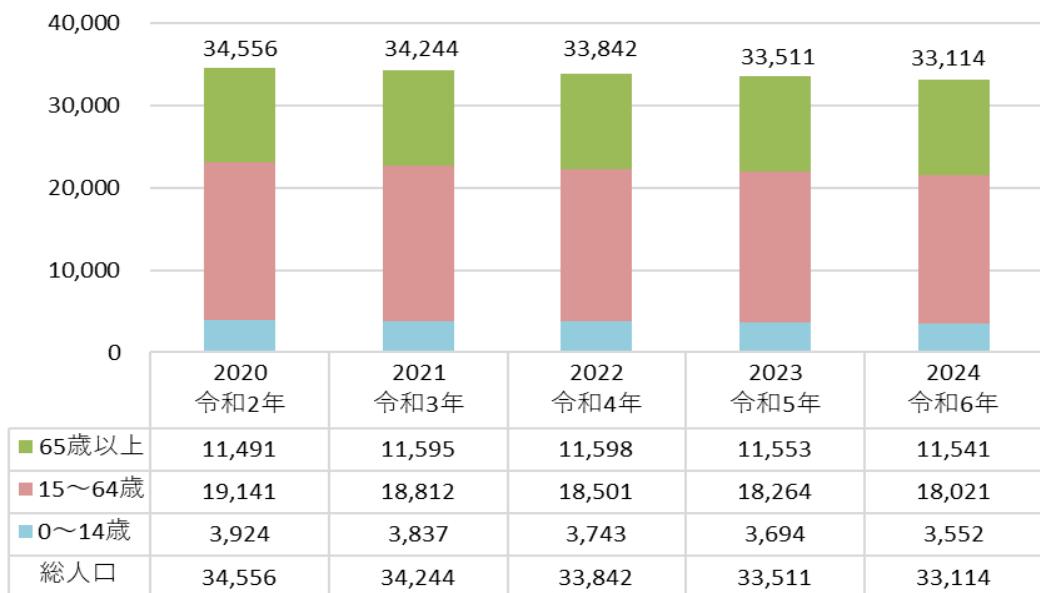
【出生数・合計特殊出生率】



【出典】厚生労働省「人口動態統計特殊報告 人口動態保健所・市区町村別統計」

住民基本台帳に基づく人口を令和2年以降でみると、総人口は34,556人（令和2年）から33,114人（令和6年）と過去5年間で1,442人減少しています。また、年少人口（14歳以下）も、3,924人（令和2年）から3,552人（令和6年）と過去5年間で372人減少（9.5%減）しています。

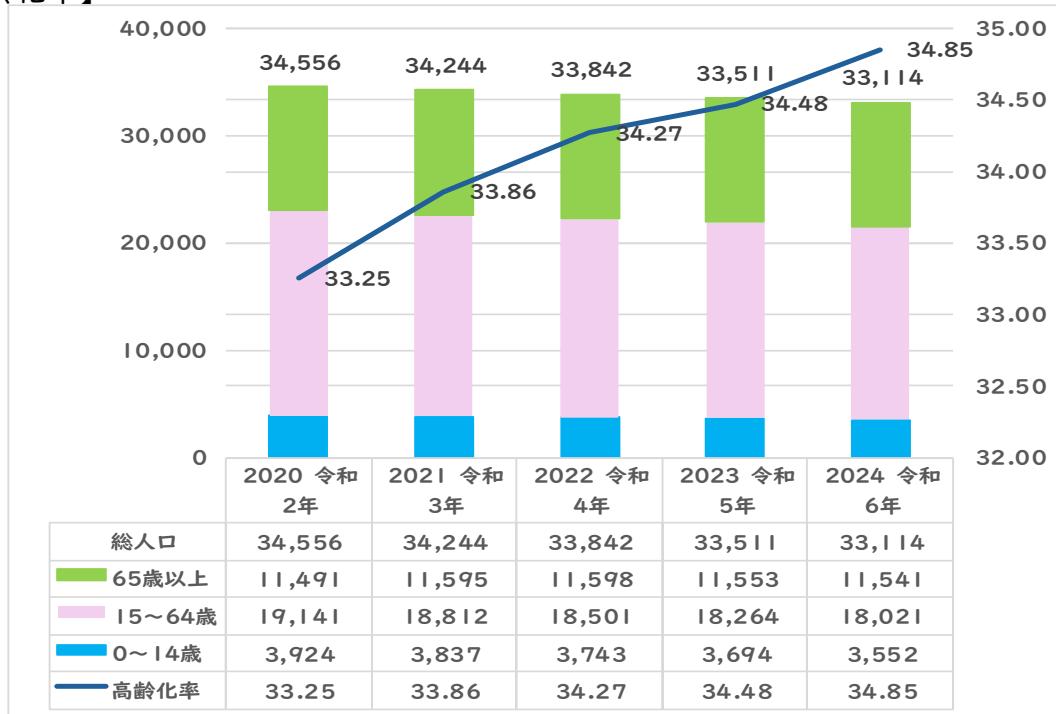
【過去5年間の人口の推移】



【出典】住民基本台帳1月1日現在】

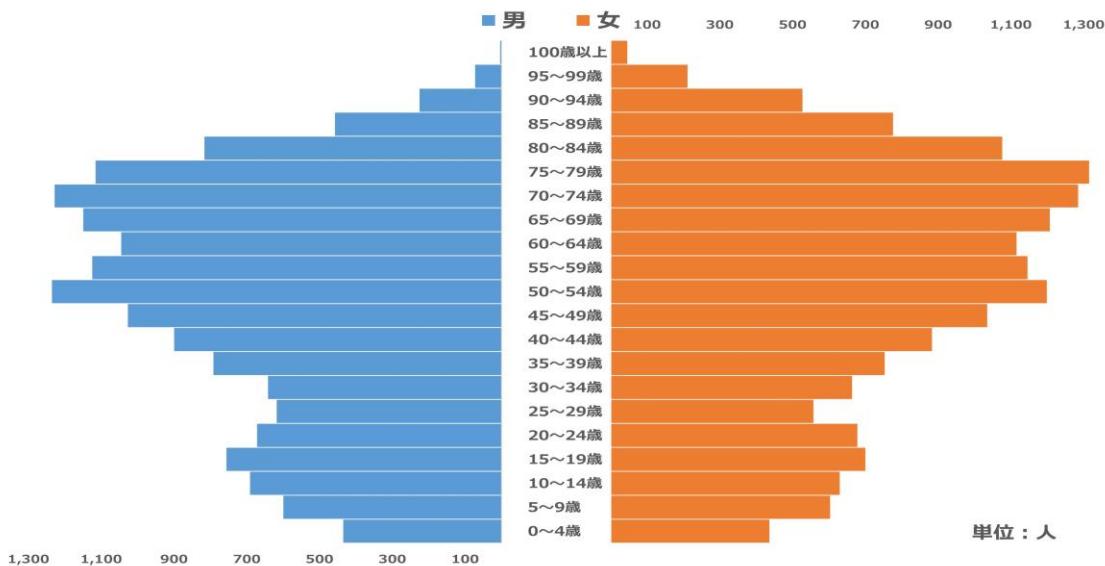
高齢化率をみると、令和2年が33.25%でしたが、令和6年になると34.85%と1.6%増加しています。

【高齢化率】



令和6年の年齢別の人口をみると、20代から30代の前半にかけて男女ともに少ないことが分かります。次の人口動態のグラフからも、就業等を転機とした若者の転出超過が課題となっています。

【人口ピラミッド（令和6年）】



【出典】住民登録 年齢別人口集計表（令和7年3月31日）

人口動態に関しては、転入・転出などによる社会増減は、コロナ禍以降で減少幅が小さくなり、令和4・5年はわずかですが、増加に転じています。しかしながら、令和6年はグラフにあるとおり、若者の転出の影響により再度転出超過となりました。

また、出生・死亡による自然増減はマイナスで推移し、減少に歯止めがかかる状況です。

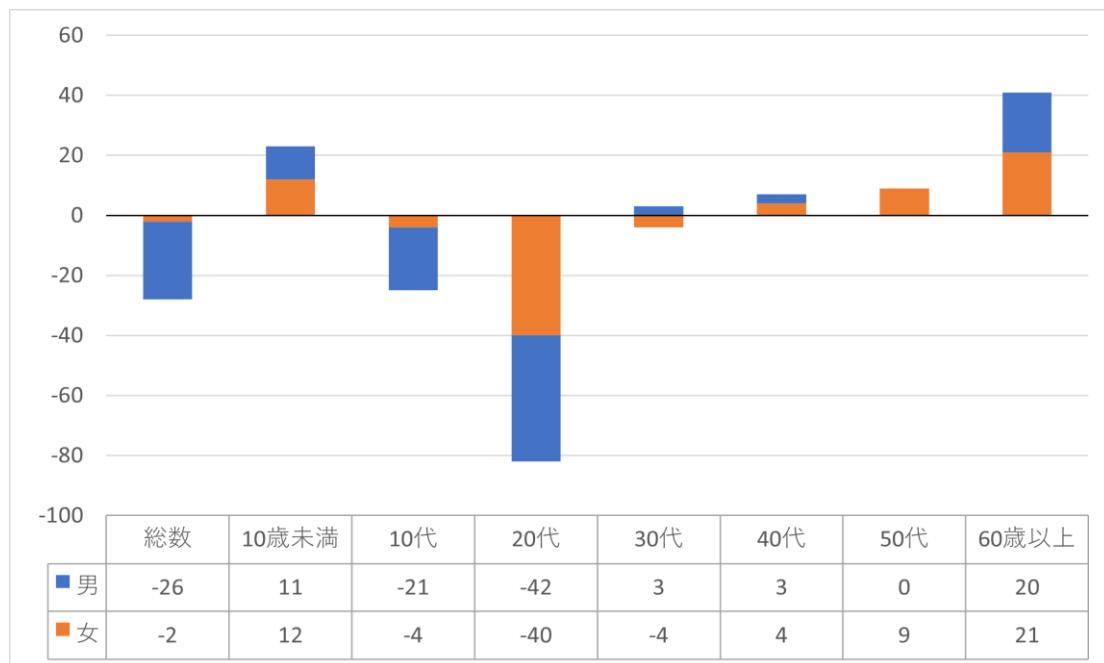
【人口動態】

	2019 令和元年	2020 令和2年	2021 令和3年	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年
社会増減	▲ 147	▲ 11	▲ 49	48	15	▲ 28
自然増減	▲ 277	▲ 301	▲ 353	▲ 379	▲ 412	▲ 403

【出典】住民基本台帳（1月1日から同年12月31日）

令和6年の社会増減に注目すると、20代の転出による減少が男女ともに目立ちます。また、40代以上では男女とも転入により増加しており、特に60歳以上では男女ともに20人以上増加しています。

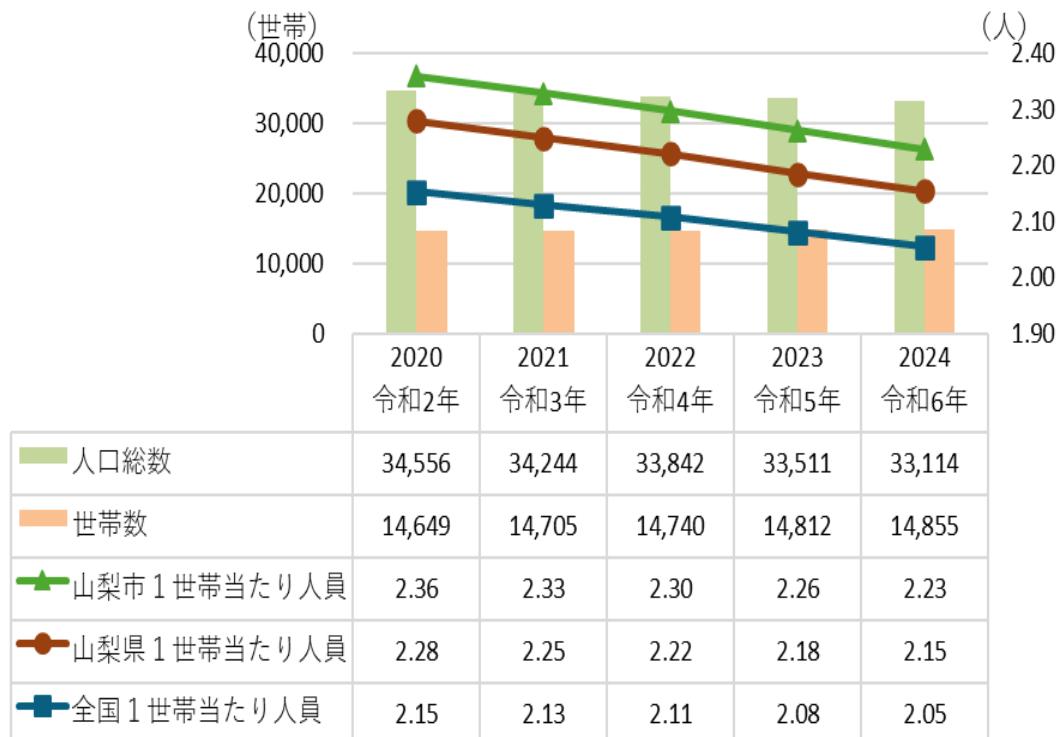
【10歳区分年齢別の転入・転出の状況（令和6年）】



【出典】 総務省統計局 住民基本台帳人口移動報告

本市の1世帯当たりの人員は、全国や山梨県よりも多くなっていますが、過去5年間で2.36人から2.23人に減少しており、核家族化、単身者世帯の増加が見受けられます。

【世帯数・1世帯当たりの人員の推移】

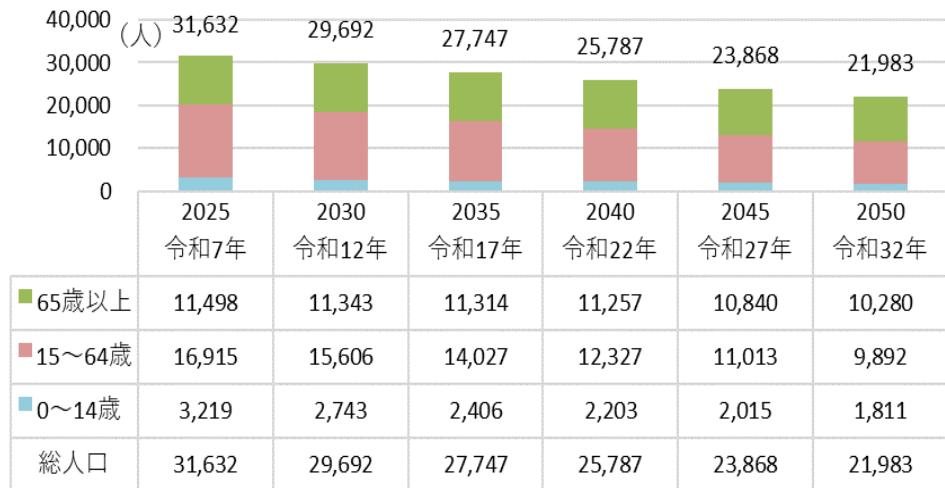


【出典】住民基本台帳（1月1日現在）

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年における本市の総人口は21,983人、うち年少人口は1,811人まで減少するとされています。

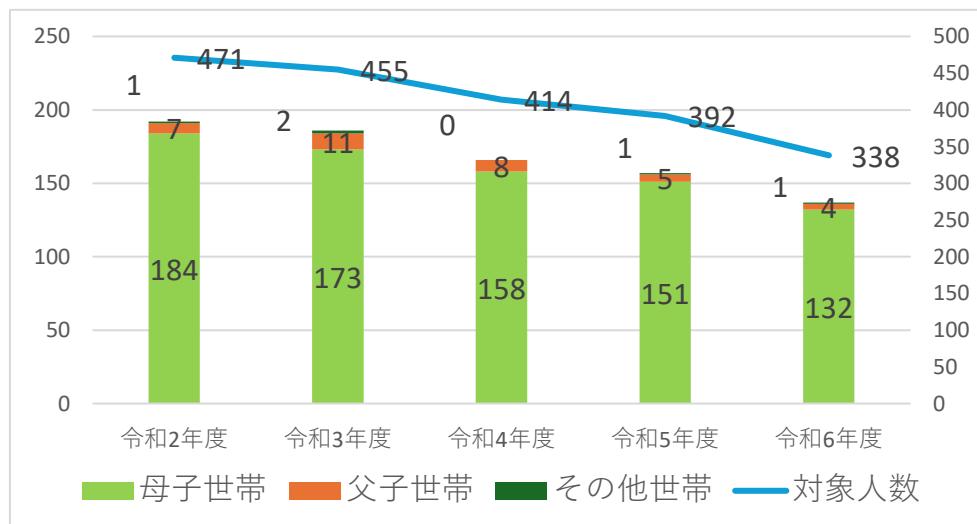
なお、平成27年に作成され、令和2年に改定された「山梨市人口ビジョン」では、令和22年に総人口33,000人程度を目指していくとしています。

【将来人口】



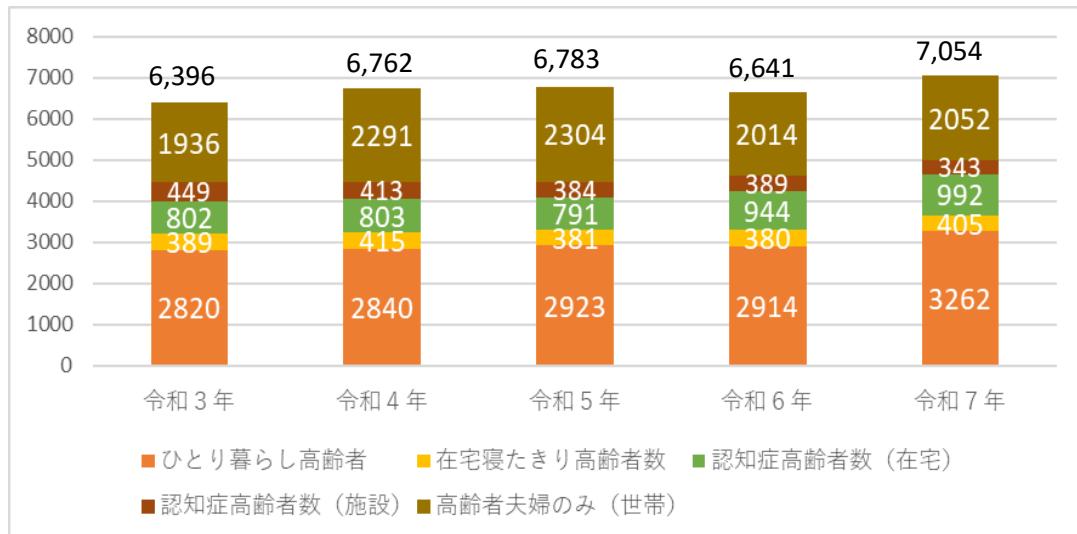
【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

母子世帯は令和2年度の184世帯から令和6年度の132世帯へと減少しています。一方で、父子世帯の数は全体的に少なく、令和3年度に一時的に11世帯と増加したものの、その後は減少傾向にあります。その他の世帯はほとんど変動がなく、0~2世帯程度で推移しています。また、対象人数も令和2年度の471人から令和6年度の338人へと減少しており、全体として子どもを含む世帯数や人数が減少している傾向が見られます。



65歳以上の人団のうち、ひとり暮らし高齢者は令和3年から442人増加しています。高齢者夫婦のみは89世帯増加しています。また、認知症高齢者（在宅）も190人増加しています。

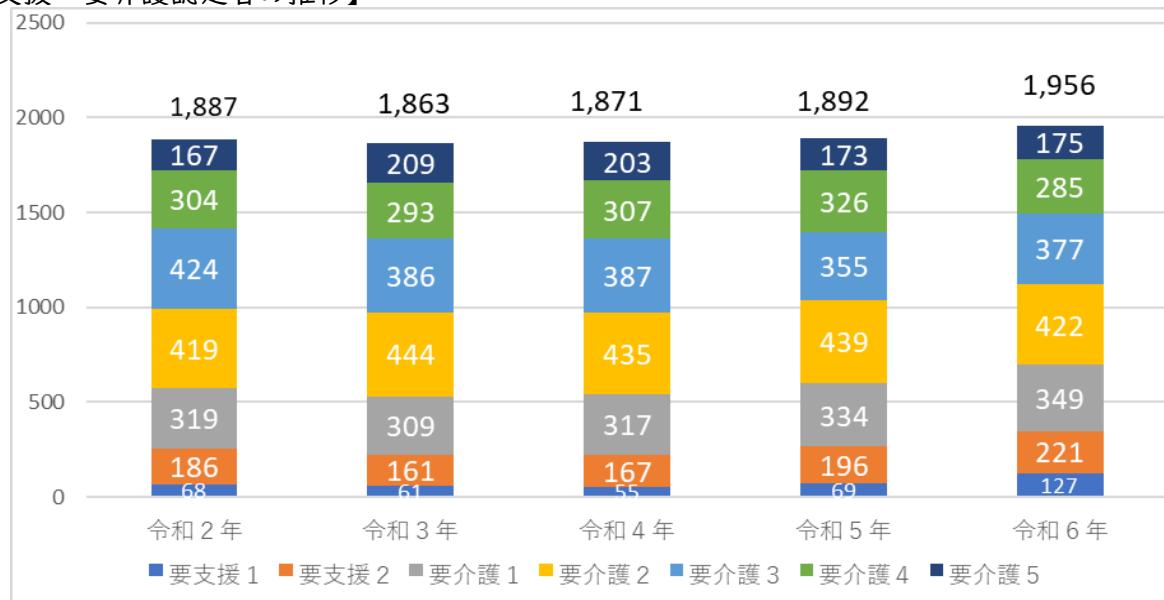
【65歳以上の人団】



【出典】高齢者福祉基礎調査 各年4月1日現在

要支援・要介護認定者数は、介護保険事業報告書によると、令和6年3月末時点では1,956人となっており、令和2年3月末の1,887人と比較すると、69人増加しています。令和7年の4月1日現在の65歳以上の人団は11,533人です。そのうち要介護認定を受けている人は1,956人です。65歳以上17%が要介護認定を取得しています。

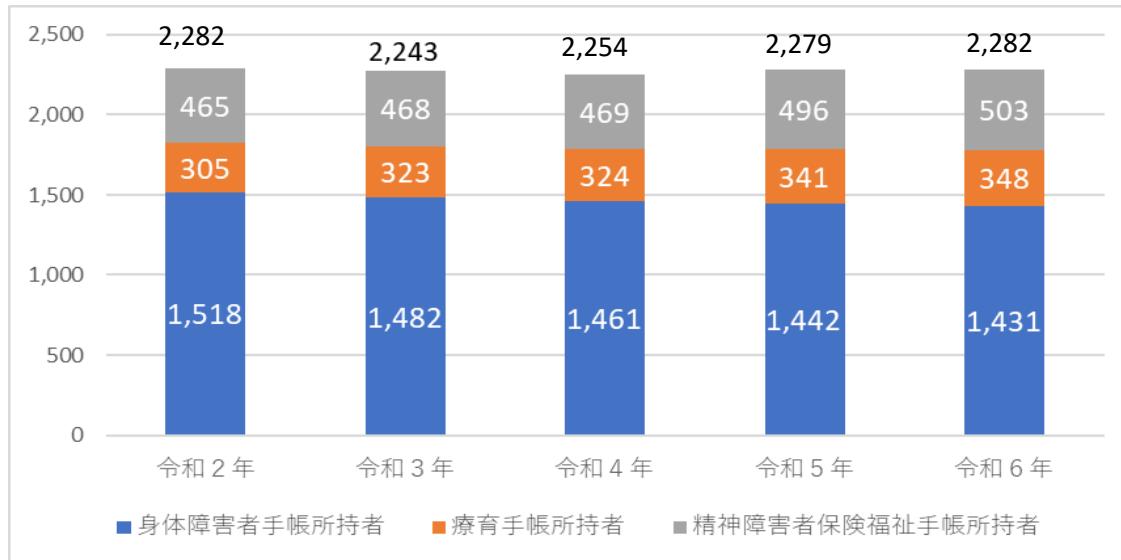
【要支援・要介護認定者の推移】



【出典】高齢者・介護支援課 各年3月31日現在

身体障害者手帳の取得割合は総人口の4.52%です。令和2年より減少傾向にあります。療育手帳の所得割合は総人口の1.09%です。令和2年より増加傾向にあります。精神障害者保険福祉手帳所持者は総人口の1.58%です。令和2年より増加傾向にあります。

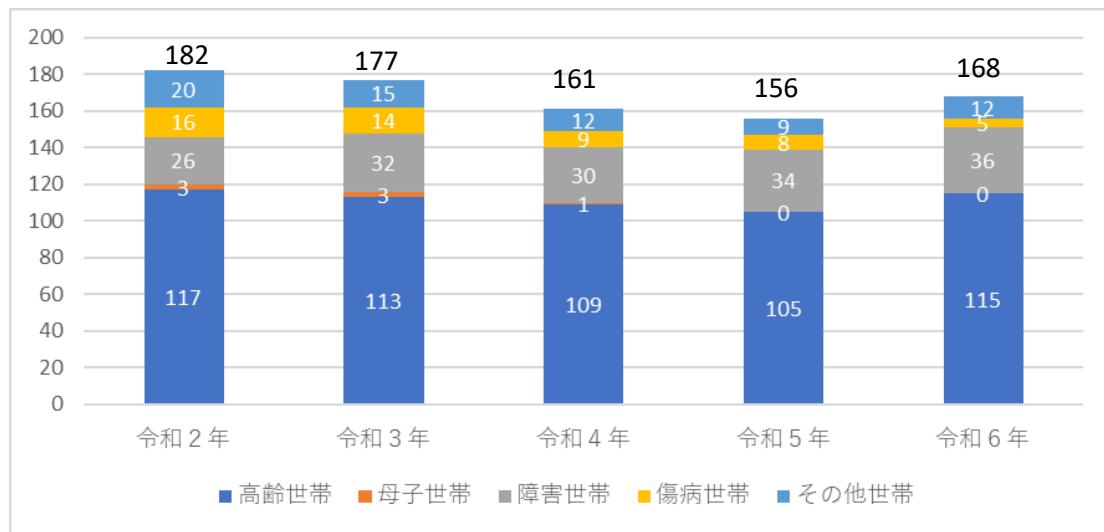
【障害者手帳保持者数の推移】



【出典】福祉課 各年 3 月 31 日現在

生活保護世帯は母子世帯と傷病世帯が減少しています。高齢世帯については令和2年から高い水準になっています。就労が出来なくなり、年金額も少ないと自立した家計を維持していく事が困難な状況となります。

【生活保護受給状況】

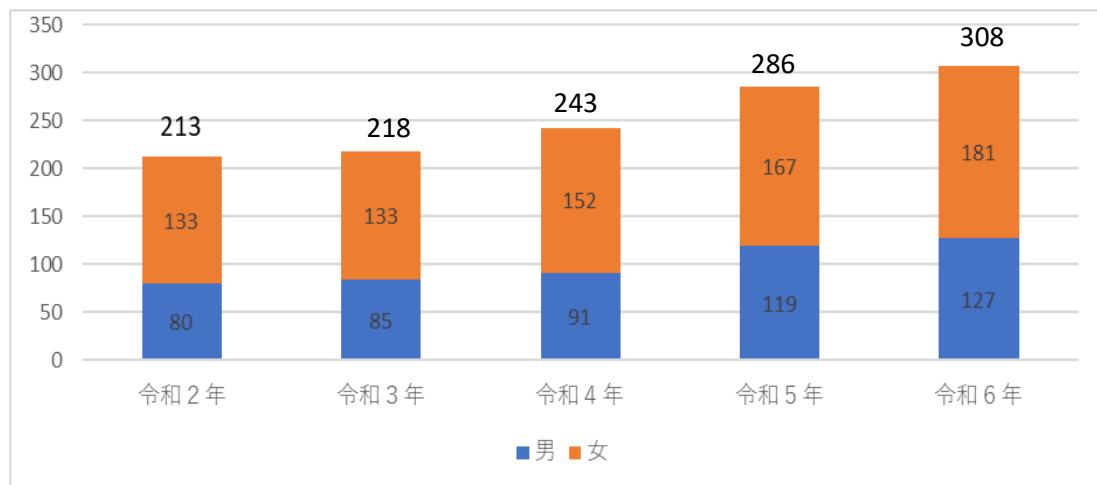


【出典】福祉課 各年 3 月 31 日現在

外国人の人口について、令和2年度の合計人数は213人で、男性が80人、女性が133人でした。令和3年度も合計213人でほぼ横ばいでいたが、その後、令和4年度には243人、令和5年度には286人、令和6年度には308人と年々人数が増加しています。

男女別で見ると、女性の人数が特に多く、令和2年度の133人から令和6年度の181人へと大きく増加しています。男性も同様に増加しており、80人から127人へと推移しています。全体として男女ともに人数が着実に増え、対象となる人の数が年々増加しています。

【外国人の人口】



【出典】高齢者福祉基礎調査 各年4月1日現在

課題

上記の資料から分かるように、山梨市は現在、人口減少と少子化、高齢化が同時に進行しております、特に20代から30代前半の若年層の流出が続いています。総人口は令和2年の約34,556人から令和6年の約33,114人へと減少し、将来的にはさらに人口が減ると予測されています。出生数も年々減少しており、子どもの数が減る一方で、65歳以上の高齢者は増加しており、要支援・要介護の割合も高まっています。ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増え、1世帯当たりの人数は減少しているため、家庭内での支え合いが弱まり孤立や生活困窮のリスクが高まっています。

これらの問題に対しては、若い世代の定着・誘致、子育て支援の充実、介護・在宅支援の強化、単身高齢者への見守りや居住支援、生活困窮者への相談・就労支援などの行政施策が必要です。加えて、地域の力を高めるために住民同士のつながりや助け合いが重要です。

住民同士の助け合いを強化することは、高齢者の孤立防止や子育て世代の負担軽減、地域の雇用機会発掘にもつながり、地域全体が助け合う力が高まると考えます。

④ アンケート調査の概要

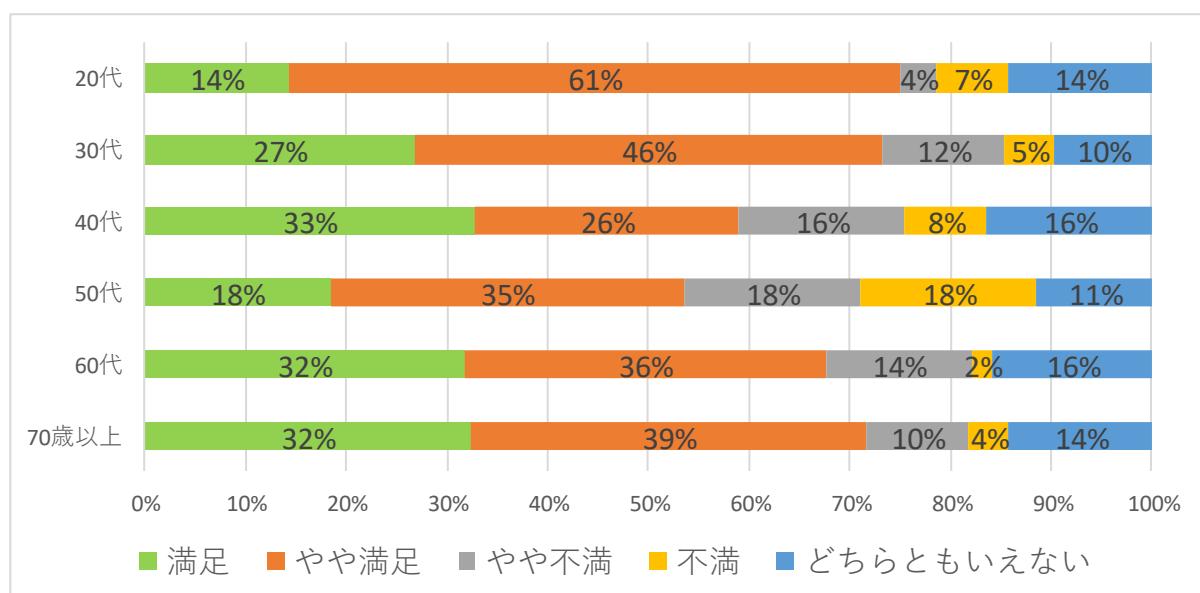
地域福祉計画策定に向け、アンケート調査を実施しました

- ・調査地域 山梨市全域
- ・調査対象者 山梨市在住の18歳以上の市民1,500人（無作為抽出）
- ・調査期間 令和7年8月1日から令和7年8月15日
- ・調査方法 郵送配布・回収及びWebでの回答
- ・回収結果 有効回収数 552件（回収率37%）

※アンケート結果の割合は少数第一位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

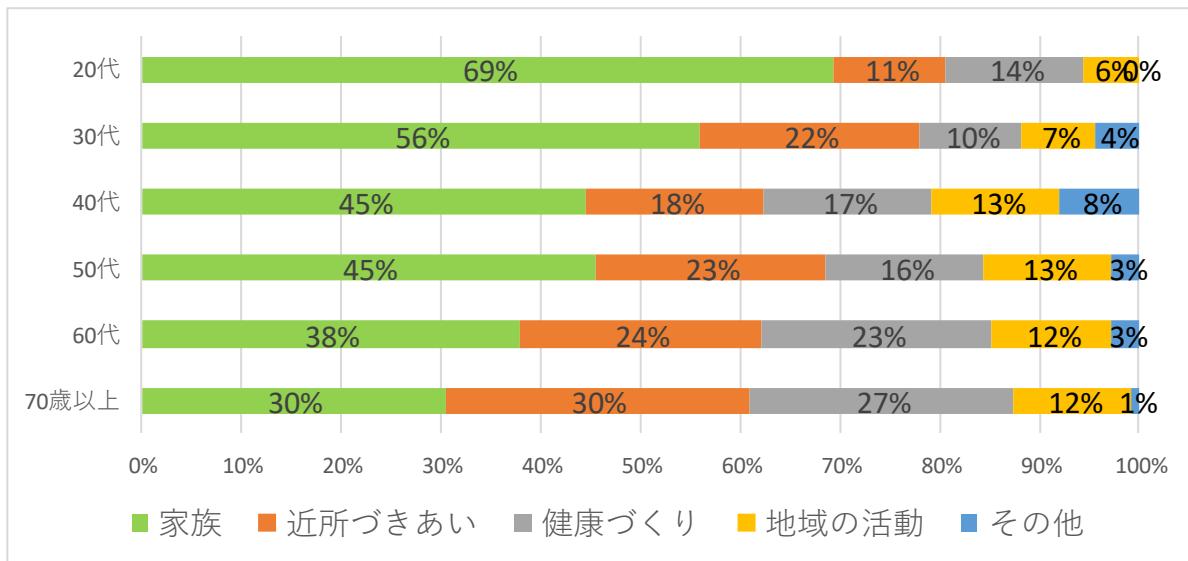
（1）現在の地域の暮らしの満足度

「満足」「やや満足」と回答する人がどの世代にも多い傾向があります。



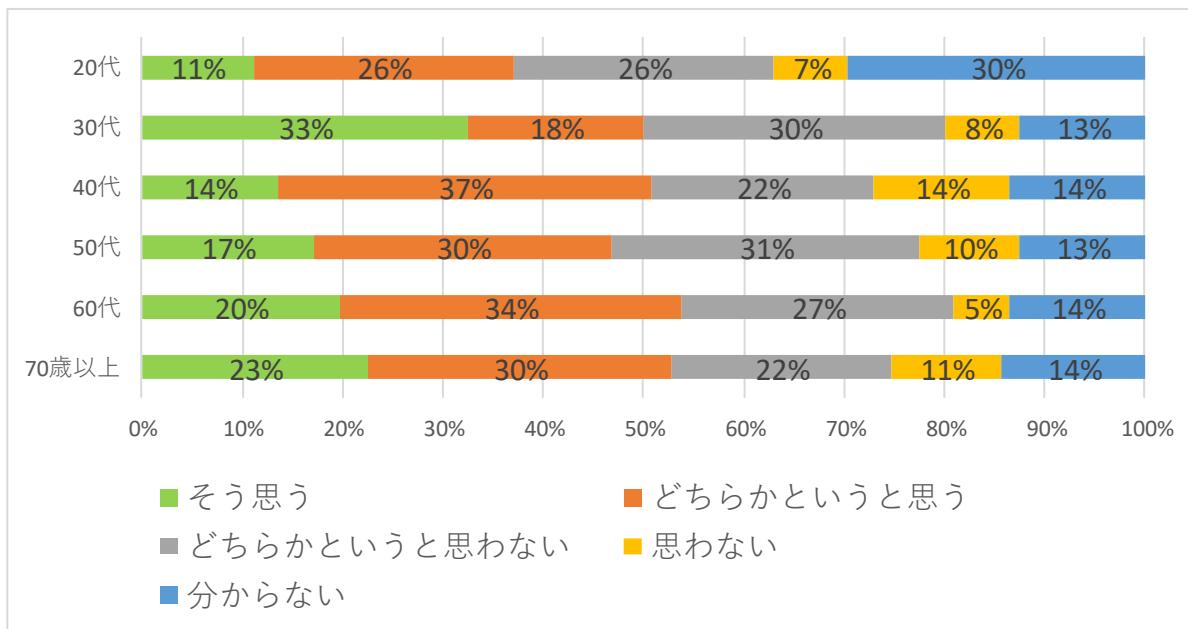
（2）地域での暮らしで大切にしているもの

「家族」や「近所づきあい」と回答する人がどの世代も多いです。一方「地域活動」と回答する人はどの世代も低い傾向がある。



(3) あなたは地域に支えられていると思いますか

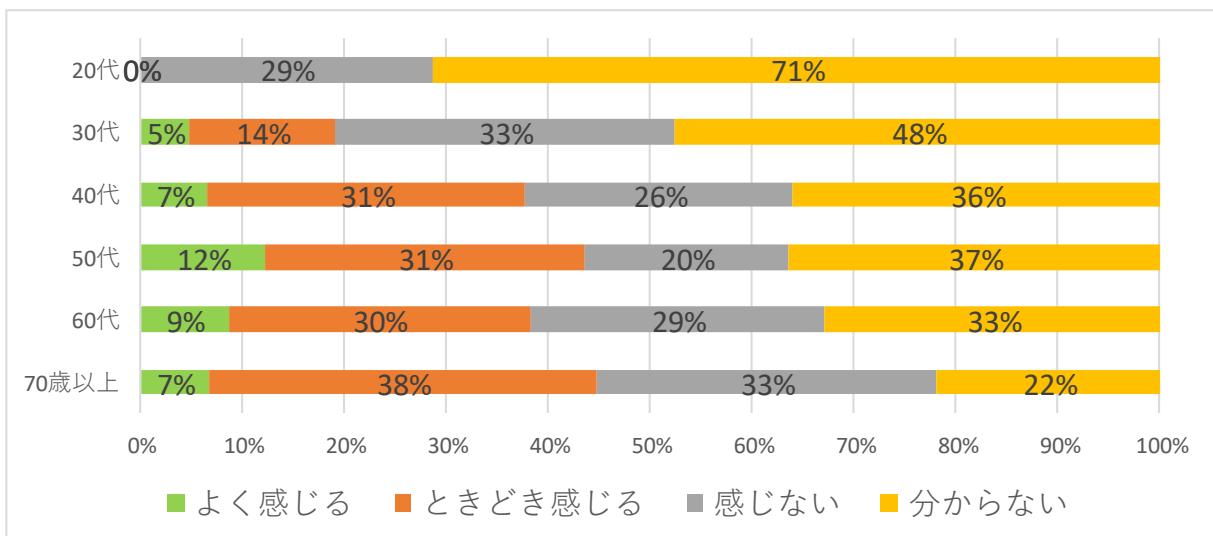
30代40代と60代70代は肯定寄りの回答が多い傾向があります。一方で20代は分からぬとの回答が多いです。全体的には「どちらかというと思う」「どちらかというと思わない」の回答が多いです。



(4) 地域に孤立している（つながりのない）人がいると感じる（年齢別）

「分からない」と回答した人がどの世代にも多い傾向があります。

70歳以上の人「分からない」と回答した人はどの世代よりも少なく、「よく感じる/ときどき感じる」と回答した人が多い傾向があります。

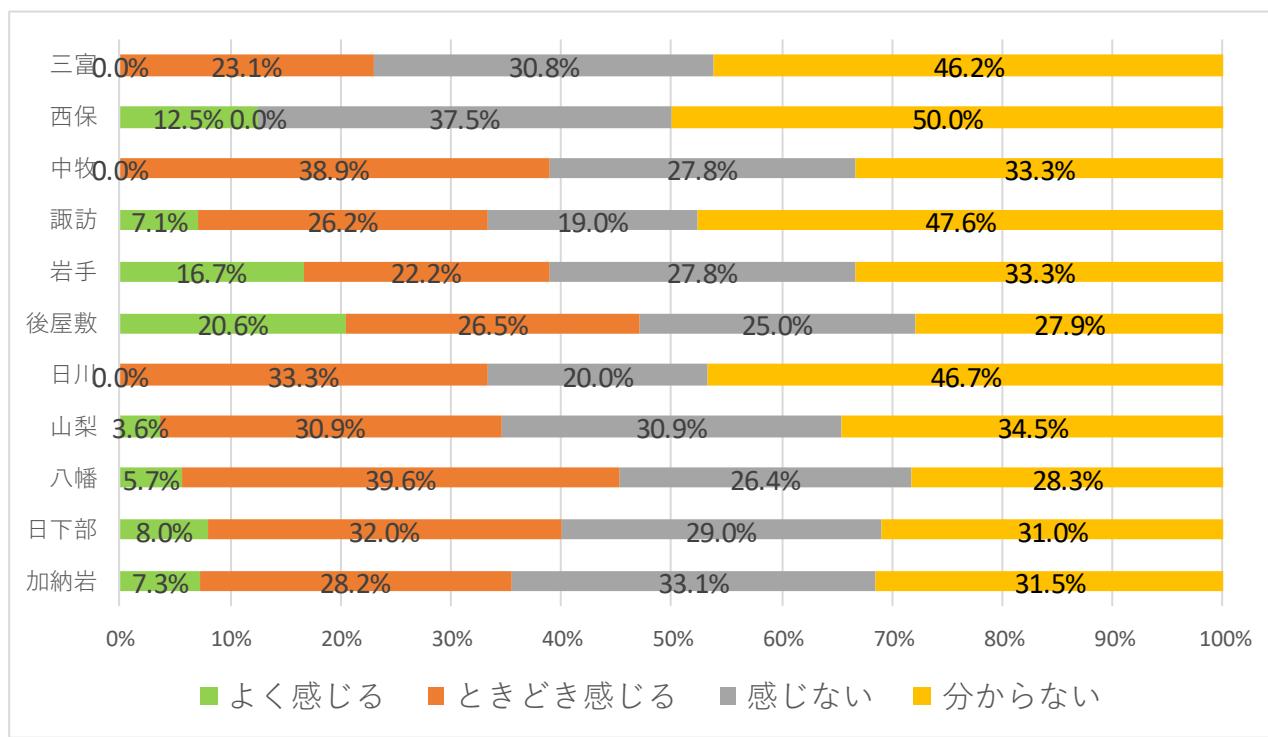


世代間の意識の違い・・・

「分からぬ」と回答した人が多い世代は、地域の福祉やつながりに対する意識や理解がまだ不十分であることが考えられます。また、地域の福祉活動やサポートの情報にアクセスできていない、または触れる機会が少なかった可能性があります。20代30代に対しては、地域のサポートや活動についての情報提供が必要かもしれません。

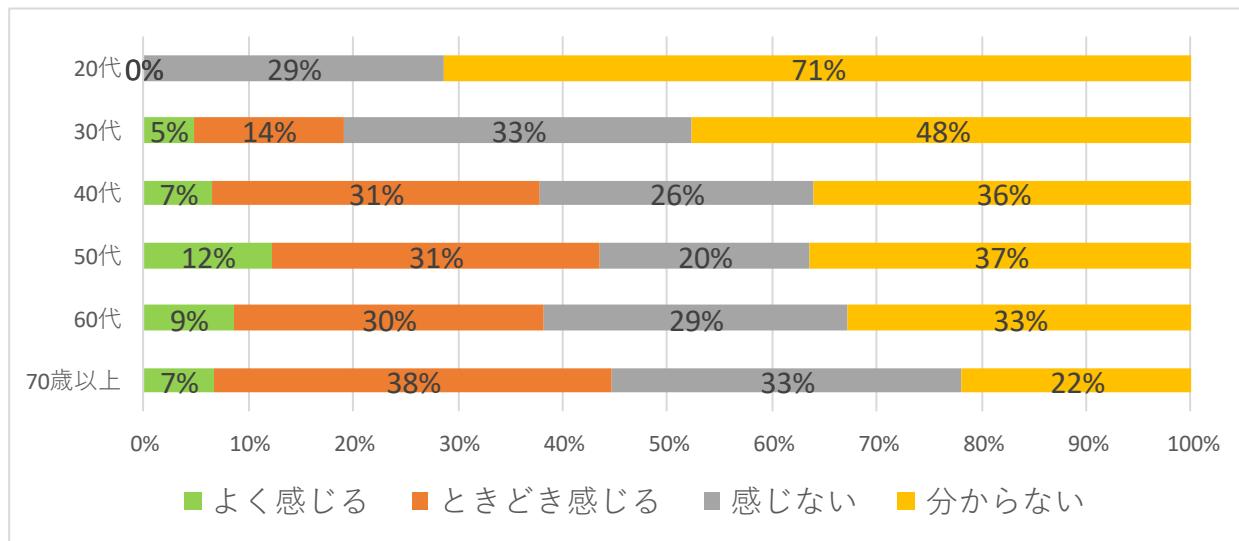
(5) 地域に孤立している（つながりのない）人がいると感じる（地域別）

地域別にみると、「よく感じる」と回答した人が多かったのは後屋敷地域でした。反対に三富地域・中牧地域・日川地域は0%でした。



(6) 孤立している人がいると「感じる/ときどき感じる」と回答した人

孤立している人にたいして、「気になっているが声はかけられない」と回答した人が多く、「関わりたくない」と回答する人も次いで多い傾向があります。



「気になっているけど声はかけられない」

・・・声かけても拒否されるかもしれない。声掛けが相手に迷惑になっているかも・・・煩わしく思われたらたら・・・なんて頭をよぎったりしますよね。

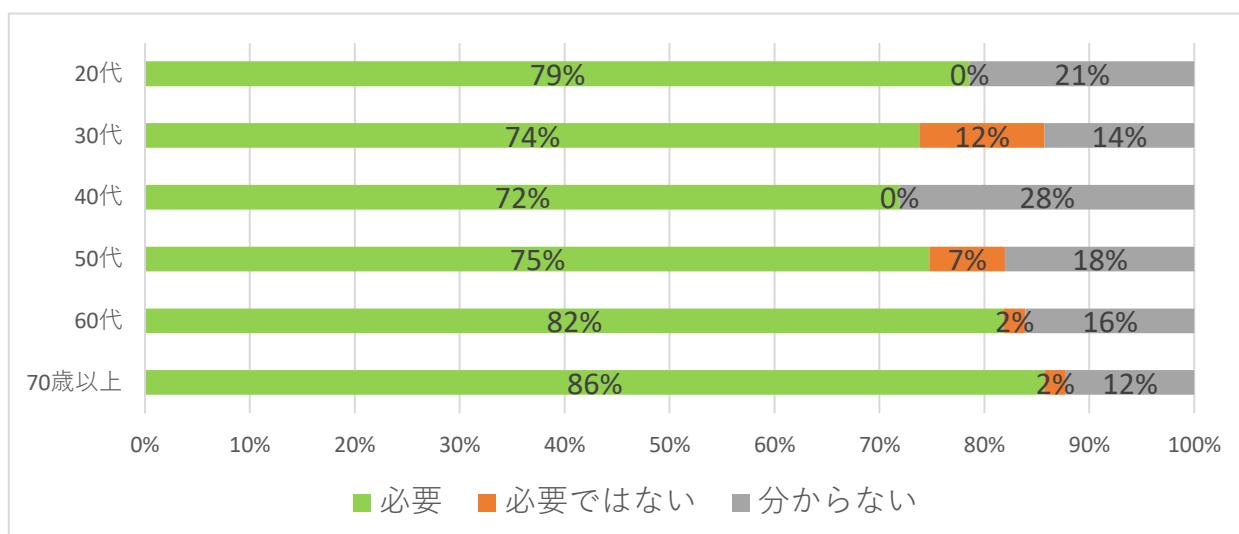
孤独・孤立しているのが自分だったらどうでしょうか・・・

孤独・孤立ってどんな状態なのか・・・



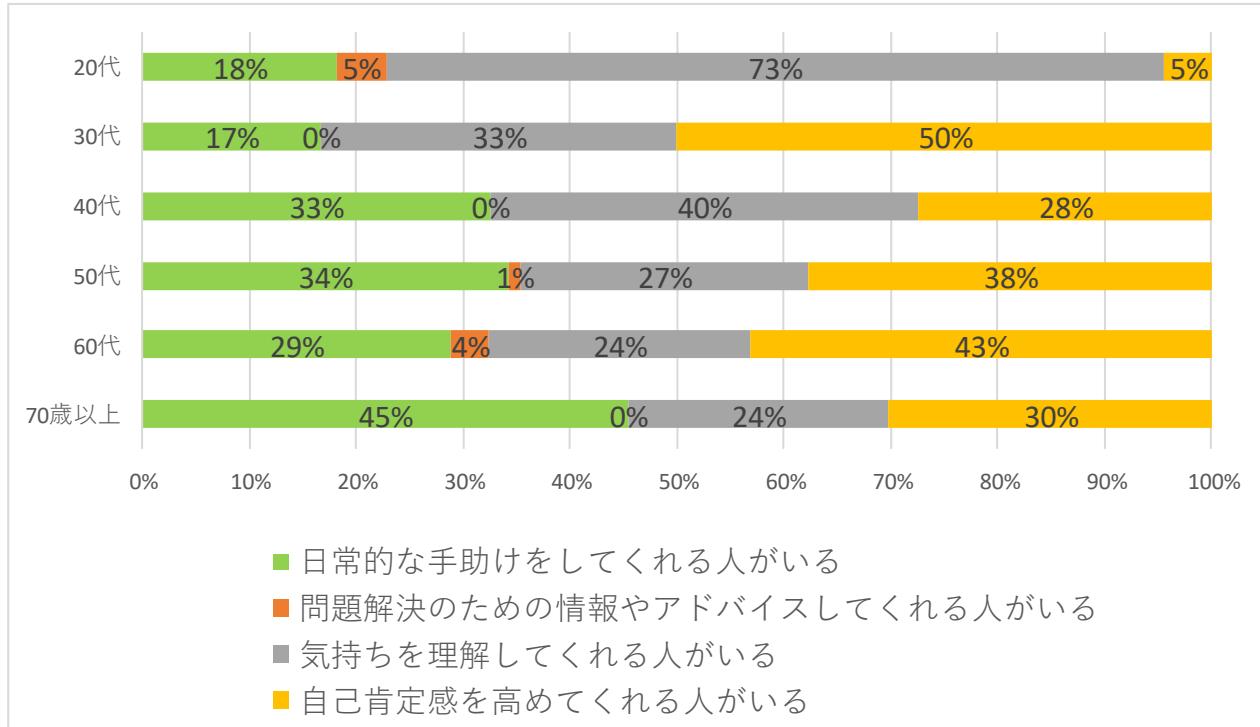
(7) 人ととのつながりについて

(6) で「気になっているが声はかけられない」「関わりたくない」との回答が多いですが、人とのつながりは「必要」と考える人はどの年代も多いようです。



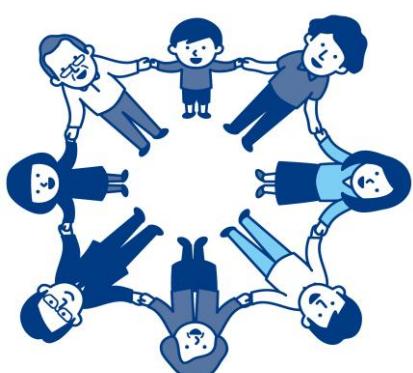
(8) どのようなつながりが必要とされているか

70歳以上の人 「日常的な手助けをしてくれる人」と回答するが多かったです。
20代40代は「気持ちを理解してくれる人」30代50代60代は「自己肯定感を高めてくれる人」を必要としています。
「つながり」共にやりとりする関係が必要だと思う人が多いようです。



「つながり」ってどんなこと？

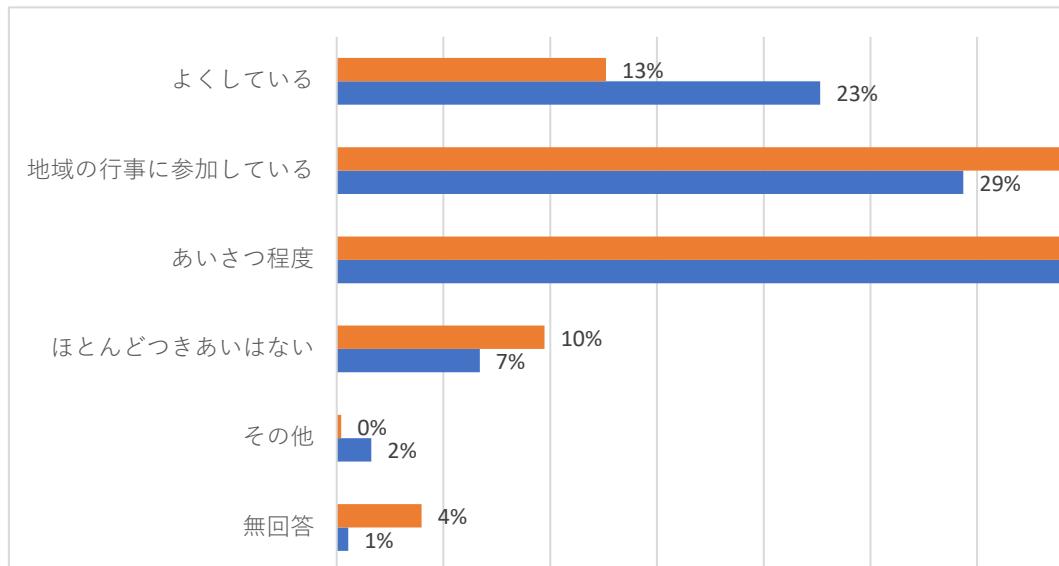
色々な「つながり」の概念があっても良いと思います。



令和3年度からの比較

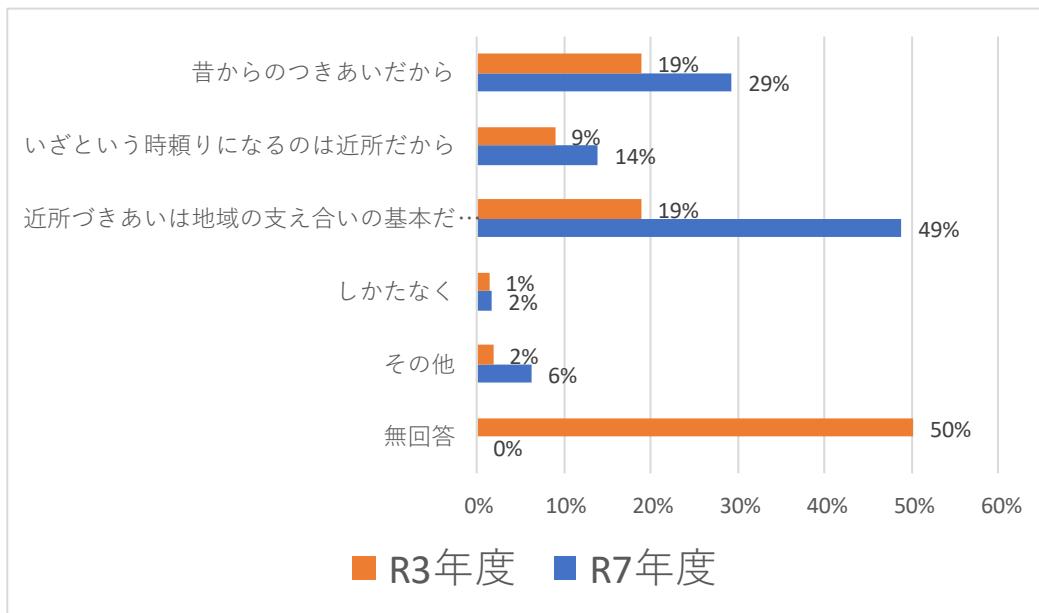
(1) 近所付き合いの状況

令和3年度と比べると、令和7年度は「よくしている」が10%増加しています。
「ほとんどつきあいはない」は、3%減少しています。



(2) 近所付き合いをよくしていると回答した人は

「近所づきあいは地域の支え合いの基本」と回答する人が令和3年度と比べ30%増加しています。次に「昔からのつきあいだから」と回答した人は10%増加しています。



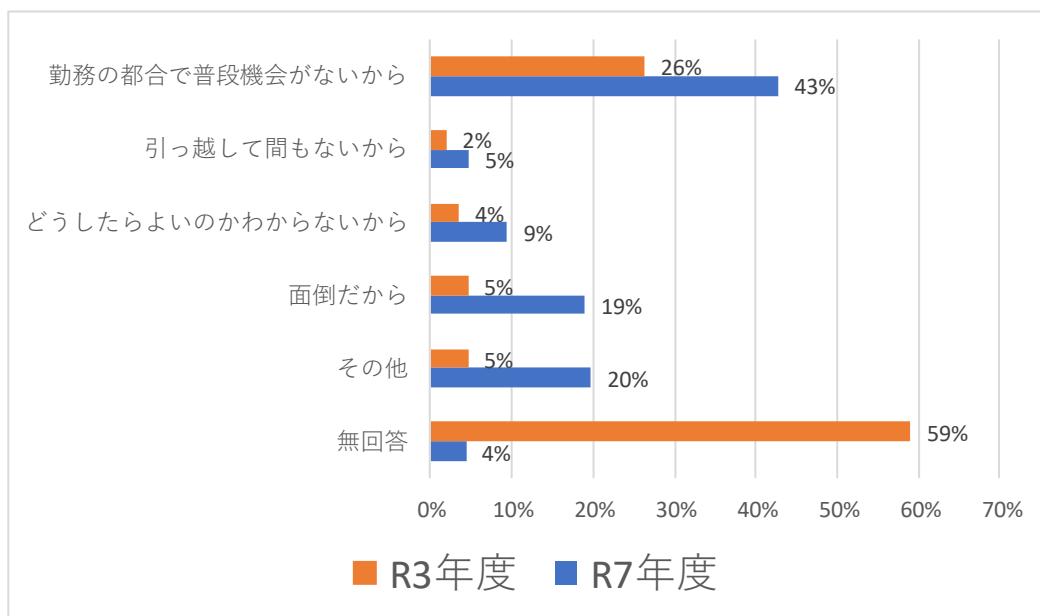
近所づきあいを**大切**と思う人が増えているようですね



(3) 近所付き合いをあまりしていないと回答した人は

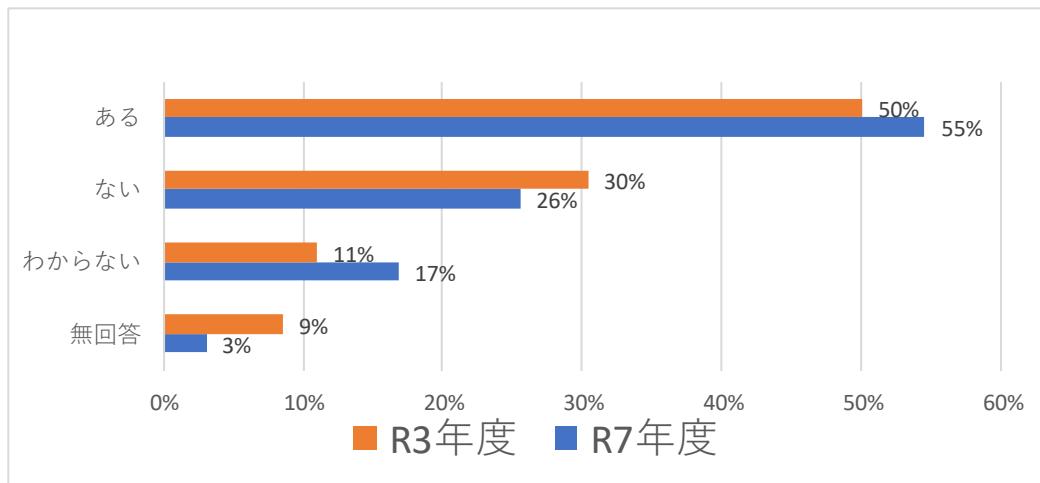
「勤務の都合で普段機会がないから」と答えた人は令和3年度に比べ17%増えています。

「面倒だから」と回答する人も14%増加しています。



(4) あなたは福祉サービスの必要性を感じたことはありますか

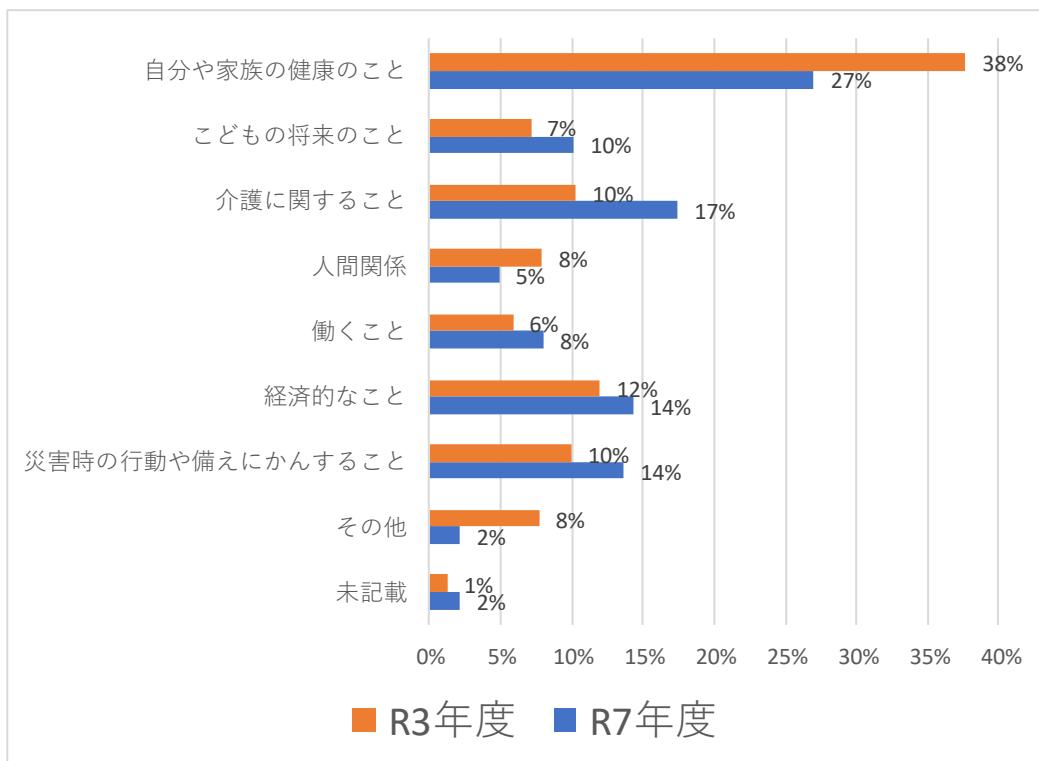
「ある」と回答した人は令和3年と比べ5%増加しています。「ない」と回答した人は4%減少しています。「わからない」と回答した人は6%増加しています。



(5) あなたは、日々の生活でどのように悩みや不安を感じていますか

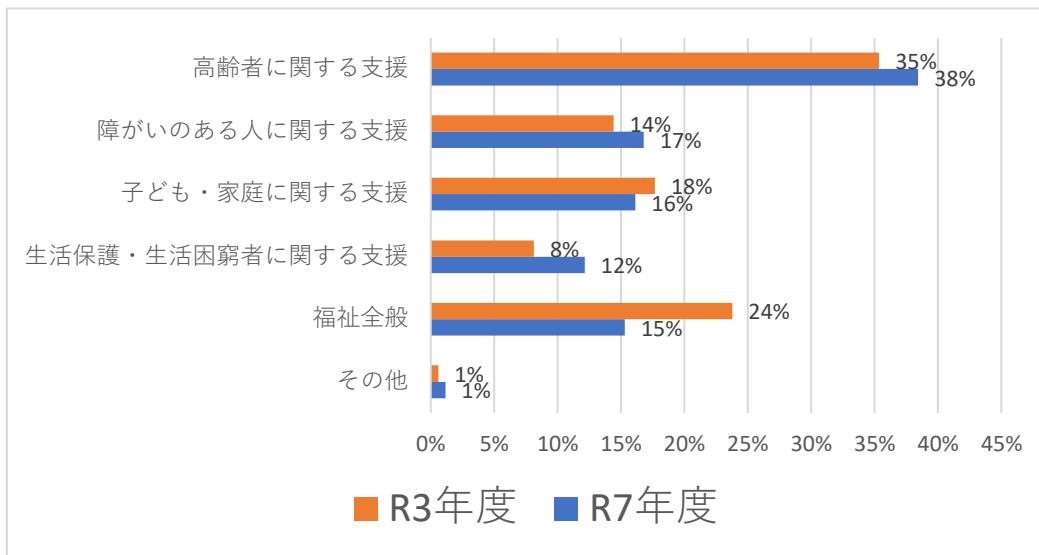
「自分や家族の健康のこと」が令和3年度、令和7年度ともに一番多かったものの、その割合は令和7年度が11%減少しています。

令和7年度は「介護に関するこ」が次に多く、令和3年度に比べると7%増加しています。



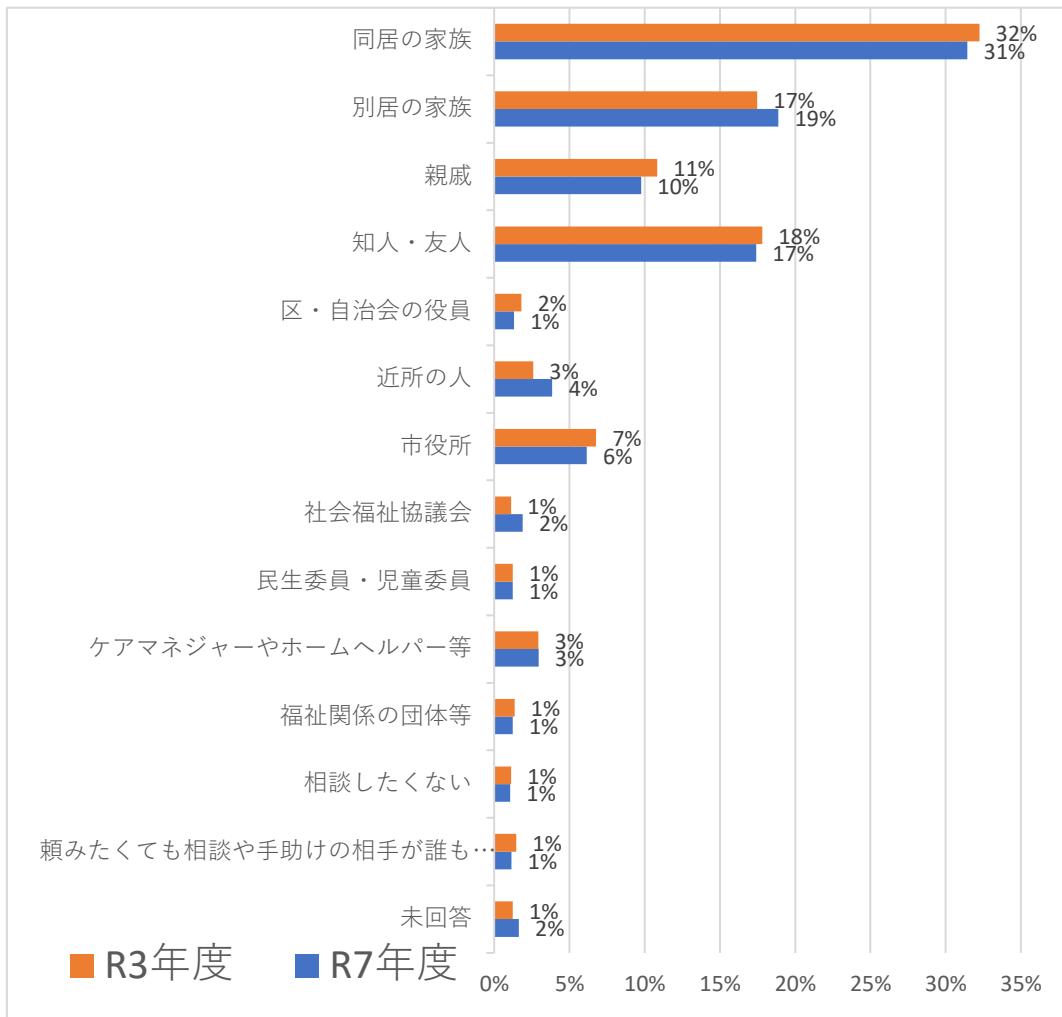
(6) あなたが必要性感じたのは福祉のどのような分野のサービスについてですか。

令和3年度に比べ「生活保護・生活困窮に関する支援」は4%増加して一番高く、次に「高齢者に関する支援」が3%増加しています。同じく「障がいのある人に関する支援」についても3%増加しています。



(7) あなたは生活上困った場合、主に誰に相談しますか

令和3年度と比べても「同居の家族」に相談する人が一番多く、他の項目についても割合に大きな変化は見られませんでした。



人口統計から確認しますと、今後はさらに核家族や単身世帯が増加します。
もしも家族がない場合は・・・家族に相談出来ない状況であったら・・・

そんな時どうしたらいいか・・・

答えは1つではないですよね。答えなどないかもしれません。

「こんな風にしては」 「こんなことが大切」 を市民とのワークショップ支援関係者ネットワーク会議「open Talking Bar」で話し合いました。P55～



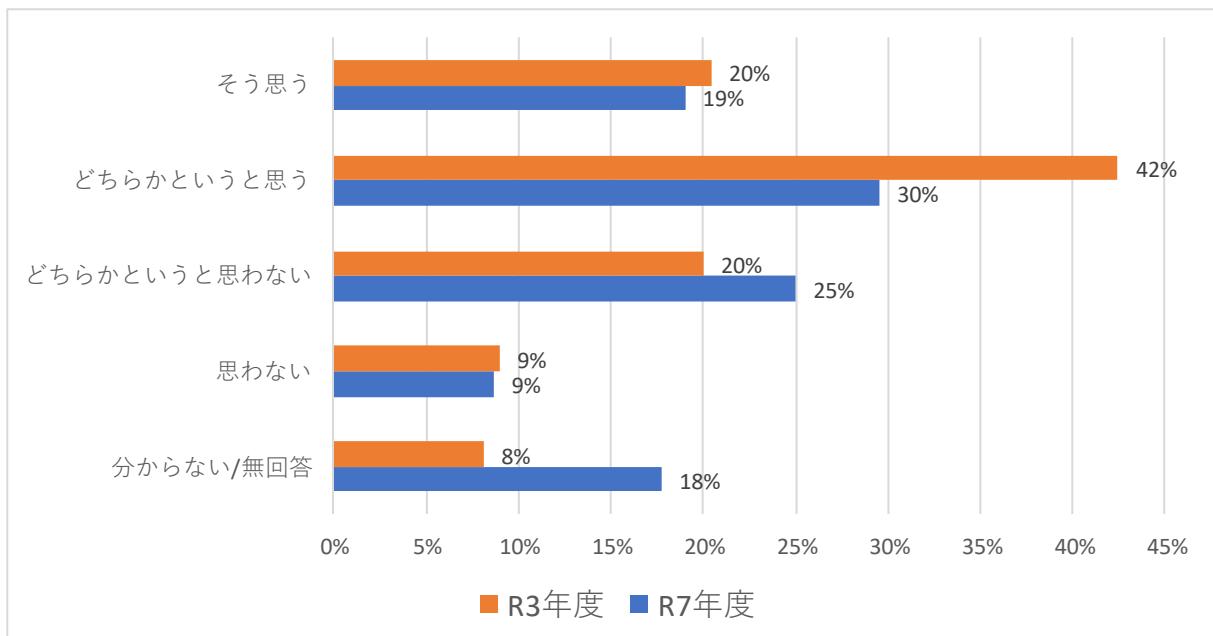
⑤ 評価について

住民自身が地域からの支えを実感しているかを直接的に把握できる指標としてアンケート調査で「あなたは地域に支えられていると思いますか」の質問を取り入れています。

「そう思う」および「思わない」と回答した人の割合はほぼ変わっていません。

注目するところは「どちらかというと思う」と回答した人の割合が令和3年度の42%から令和7年度は30%へと12%減少し、その分「わからない」と回答した人の割合が、8%から18%へと10%上昇したことです。このことから地域生活で緩やかなかかわりを持っていた人たちの「支えられている」という感覚の捉え方が変化してきていることが考えられます。

今後も引き続き、多角的な視点で状況を把握し、行政及び地域が一体となった地域づくりが重要と考えます。



⑥ 前計画の進捗について

令和3年に策定された前計画の主な取組状況と評価については、以下のとおりとなっています。なお評価欄の★印については継続及び強化の必要がある箇所になります。

①地域に関心を持ち、行動できる人が増える環境づくり

基本目標	施 策	取 組 内 容	評 價
① 地域 づ 域 く に り 関 心 を 持 ち、 行 動 で き る 人 が 増 え る	地域 福祉 の 理 解 促 進	・学校と連携し、こども達が福祉について学び・体験する機会をつくり、福祉について理解を深めます。	★ 福祉についての学びや体験する機会は設けてきた。さらに福祉についての理解に勤める必要はある。
	養 成 ボ ラン ティ ア の 支 援	・学校・家庭・地域が連携し地域福祉に理解を深めるための啓発活動を行います。	★ 限られた人のみの理解は得られるが、より多くの市民に福祉サービスへの認識や障害への理解については十分な啓発活動は行えていないので引き続き活動は必要である。
	地 域 人 材 育 成 支 援 を 支 え る	・広報誌やホームページを活用し、ボランティア活動の普及啓発に努め、これから取り組もうとする人を支援するための活動を推進します。 ・ボランティアセンターの充実を図る。	広報紙の発行、SNSの活用、また、より分かりやすい情報提供を目指し、新たなホームページの作成に努めた。 ボランティアコーディネーターを配置し、積極的に研修を受けるなどに努めた。
② 誰 も が と も に つ な が り、 支 え 合 う 地 域 づ く り	地 域 福 祉 人 材 育 成 支 援 を 支 え る	・市民を対象とした福祉学習の機会を設けます	民生委員を対象とした学習会や市民を対象とした研修会を開催。また福祉サービスに関する学習会等も実施した。
		・地域福祉計画の考え方や施策の内容の浸透を図るために、出前講座や地域の各種催しなどの機会を通じて普及・啓発に努めます。	★ 地域福祉計画の市民への浸透は出来ていないので、普及・啓発活動に力を入れていく必要がある。

「地域福祉の理解促進」「地域福祉を支える人材育成支援」の取り組みについては限られた人のみの理解はできたが、多くの市民に浸透させるためには今後も継続及び強化の必要があるため、4期の地域福祉計画の施策に引き続き反映させていきます。

②誰もがともにつながり、支え合う地域づくり

基本目標	施 策	取 組 内 容	評 價
② 誰 も が と も に つ な が り、 支 え 合 う 地 域 づ く り	福 祉 団 体 等 の 活 動 支 援	・組会福祉協議会及び社会貢献活動を行う社会福祉法人・NPO等との連携を図ると共に、それらの活動へ市民が参加できるよう情報提供の充実を図ります。	社会貢献活動を行う法人やNPO等の連携は強化している。引き続き市民が参加できるように情報提供していきたい。
		・民生委員・児童委員の活動を支援します。	事務局として会議を開催したり、民生委員の困りごとなどのフォローアップにつとめた。
		・社会福祉法人・NPO等に対して、地域生活課題の解決に向けた社会貢献活動の創出に向けた提案を行い、その活動を支援します。	★ 連携の中で具体的な取り組みにつながった事例はあるが、地域生活課題の解決までは至らなかった。
② 誰 も が と も に つ な が り、 支 え 合 う 地 域 づ く り	課 題 を 早 期 発 見 づ く る 地 域 づ く り ・ 早 期 対 応	・相談窓口や業務内容を広く市民に周知し、地域で課題を抱えた人の早期把握・早期支援につなげます。	広報やホームページ等で周知活動は行っている。しかしながら支援を必要としていてもまだつながることのできない潜在的なニーズがあるのでアウトリーチの手法は重要であると考える。
		・庁内全体のネットワークを構築し、複合的な課題を抱えた人に対して連携して早期に支援していきます。	重層的支援体制整備事業における多機関協働調整役の職員が配置され、複合的な課題を抱える人の支援を全庁的に行う仕組みができた。
	災 害 時 の 避 難 支 援 体 制	・自主防災組織の活動支援をします	学習会や講座など実施。防災への関心は地域差が大きいので、全域に浸透するよう多様なアプローチを継続して行く必要がある。
		・災害時に特別な配慮が必要な、災害時要支援者の把握及び台帳の整備をします。	避難行動要支援者名簿の整備完了した。また、関係機関、区長、民生委員への配付、情報共有を行った。
		・福祉避難所の開設について、関係課で連携し、運用マニュアルの整備やアクションカードの作成を行います。	★ 令和6年度に合同会社と2個所の福祉避難所と協定を結んだものの、避難所の運営マニュアルやアクションカードの作成体制ができていない。協定に基づいた詳細な想定などの協議を深めていく必要がある。
		・災害時要支援者に対する情報伝達手段の拡充を行います。	市民に防災行政無線情報の伝達方法を多重化した。

「福祉団体等の活動支援」については課題解決に向けた活動の支援にまでは十分に至らなかった部分がありました。また、「課題を早期発見・早期対応できる地域づくり」について

は潜在的なニーズに対応できるようなアウトリーチが必要であるため強化していく必要があります。

「災害時の避難支援体制づくりの推進」については、福祉避難所の運営体制整備について早急に整理する必要があることから、引き続き反映させていきます。

③安全・安心な暮らしを守るしくみづくりまちづくり

基本目標	施 策	取 組 内 容	評 値
③ 安心・安全な暮らしを守るしくみづくりまちづくり	住民等による 合意活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に参加しやすい雰囲気づくりを行います。 ・地域活動への参加を積極的に呼びかけます。 	様々な世代を対象とした活動への支援を行った。
		<ul style="list-style-type: none"> ・区・自治会などの地域の「学びを介したネットワーク」づくりを増進・支援します。 	★ 各公民館の教室や成人大学講座などにおいて地域福祉への関係した講座への開催を検討していきたい。
	地域拠点における 整備・支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワークの構築に向け、地域・各種団体・事業者等と連携を図り、各種サービスにつなげる体制づくりを進めます。 ・社会的に孤立した者の早期発見・早期対応を図るとともに、孤独死などを防止するための取り組みを進めます。 ・誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくように、保健・医療・介護・福祉などの必要なサービスが切れ目なく、総合的に供される包括的な地域包括ケア体制を構築します。 	日頃の個別支援や災害発生時等の有事の際に活用する医療・介護関係者の情報共有のための登録者は増えている。また日頃から各種の協議会を設置し共有している。
	包括的な相談・支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・分野を超えた支援関係機関の連携体制を整えることで、重層的な支援体制づくりを進め、困りごとを解決できる総合相談機能の強化に取り組みます。 ・子どもや高齢者、障害者などに対してニーズに合った包括的な支援を行い、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを活用し、迅速で適切な対応を行います。 ・複合的な課題で困窮している人の相談に応じるため、相談支援を行うと共に、就労支援や居住支援を必要とする人に対し、自立に向けた支援を行います。 	<p>重層的支援体制整備事業の多機関協働事業により、複合的な課題を抱えた人への支援を関係課で連携を実施する体制が整った。</p> <p>分野を超えた協議の場が定期的に開催されるようになり、ニーズにあった権利擁護の利用に繋がった。</p> <p>新たな就労支援や居住支援を創設し、既存の事業で対応できない人に向けての支援を拡充した。</p>

「住民による支え合い活動の促進」「地域における支え合い拠点の整備・拡充」について、地域全体への展開になるとどうしても十分には出来ないことがあります。これらの施策は地域住民の相互理解や支援の輪を広げ、福祉向上を図ることが期待されます、さらなる継続が必要であるため引き続き反映させていきます。

以上の評価から継続が必要なものを基本目標に再度取り入れていきます。

また、人口推移のグラフからも、人口減少や少子高齢化、核家族化が進行している事が分かります。これらの社会的な変化の中でも、地域内でのつながりやコミュニケーションは不可欠です。

私たちの地域では、つながりを重視することで、孤立感を軽減し、相互の支え合いを促進します。たとえば、地域のイベントやサークル活動を通じて、住民同士が交流し、それぞれの得意分野や経験を活かし合う場を設けることが考えられます。これにより、地域の資源を活用し、住民が自らの生活を豊かにする手助けになります。

アンケート結果で「地域での暮らしで大切にしているもの」の質問で「地域活動」はどの世代も低い値となっていました。一方で、私たちは「自分らしく活躍できる」機会の提供が、地域の活力を生む原動力であると信じています。したがって、地域活動は単なる義務ではなく

く、自身の生き方や価値観を表現できる場として捉え、参加することで得られる充実感や仲間とのつながりを共に育んでいくことが大切です。

このように、「**自分らしく活躍できる地域づくり**」は、地域住民一人ひとりが自分のペースで関わりながら、共に成長し、支え合える社会の実現を目指していきたいという思いを込めて、新規に目標を取り入れていきたいと思います。



第3章 計画の基本的考え方

① 基本理念

気づく、つくる、つながる山梨市 ～みんながもうちょっと幸せになる～

地域福祉計画で「**気づく、つくる、つながる**」という基本理念を選んだ理由は、私たちの地域をもっと温かく、住みやすくするためです。この理念は、みんなが自身や周りのことに気づき、意欲的に行動することを大切にしています。

まず、「**気づく**」ということは、日々の生活の中で自分や他の人のニーズに目を向けること。そうすることで、助けが必要な人に気づいたり、地域の課題を見つけたりすることができます。これが、人々の心のつながりを強める第一歩です。

次に、「**つくる**」は、気づいたことをもとに一緒に新しいアイデアや活動を生み出すことです。地域のみんなが参加して、楽しいイベントやサポートグループを作り上げることで、さらに絆が深まります。みんなで協力することで、地域がワクワクする場所に変わっていきます。

そして、最後に「**つながる**」は、地域の中での人と人との関係を大切にすることです。助け合うことで、孤立感を減らし、みんなが安心して暮らせる雰囲気が生まれます。お互いを支え合うことで、より豊かな地域になっていくのです。

このように、「気づく、つくる、つながる」という理念を大切にすることで、山梨市がみんなの笑顔で溢れる場所になると信じています。少しずつでも、私たち一緒に幸せを育んでいきましょう。



② 基本目標

I 安全・安心なくらしを守るしくみづくり

高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者等、課題を抱え支援を必要とする人が必要な支援やサービスを選択でき、適切に利用できるようにすることで、誰もが安心して暮らせるようなしくみづくりに取り組みます。

指標名	現況値		目標値
	値	年度	R12
地域での暮らしの満足度(市民アンケート)	64%	R7	70%
困りごとの内容に関わらず、どの相談窓口でも相談できることを知っている人の割合(市民アンケート)	25%	R7	50%

※地域の暮らしの満足度は、安全・安心な暮らしが実現できているかを直接示す指標です。相談窓口の認知度は、誰でも気軽に相談できる環境が整っているかを表し、支援利用の入口として重要だからです。この2つで、暮らしの実際の満足感と支援体制の利用しやすさをバランスよく評価します。

2 自分らしく活躍できる地域づくり

地域住民一人ひとりが自分のペースで関わりながら、共に成長し、支え合える社会の実現に取り組みます。



指標名	現況値		目標値
	値	年度	R12
趣味や生きがいがあると感じる人の割合(市民アンケート)	70%	R7	75%
ボランティア連絡会加入数	838人	R7	880人

※趣味や生きがいを感じる人の割合は、住民が充実感を持って自分らしく暮らしているかを示します。また「ボランティア連絡会及び参加人数」は地域で実際に活躍し支え合う場や機会の広がりを示す客観的な指標であるため、これら2つの指標を設定し、自分らしく活躍できる地域づくりの質と量をバランスよく評価します。

3 誰もがともにつながり、支え合う地域づくり

同じ地域で暮らす住民同士が顔の見える関係をつくり、主体的、積極的に見守りあい、支え合い、困ったときに助け合うことができるようつながりを深める活動に取り組み、支え合いの地域づくりを進めます。

指標名	現況値		目標値
	値	年度	R12
地域に支えられていると感じる人の割合(市民アンケート)	49%	R7	60%
生活支援体制整備事業の第2層協議体 拠点数	I	R7	II

※地域に支えられていると感じる人の割合は、市民が実際に地域とのつながりや支えを感じているかどうかを主観的に把握できるため設定しました。また、生活支援体制整備事業が地域の多様な関係者が連携・協働して取り組んでみであることから、その拠点数を指標とすることで、地域支援の実質的なネットワークの広がりや支え合いの体制整備の進捗状況を客観的に評価できると考え、これでバランスよく評価します。

4 地域に関心を持ち、行動できる人が増える環境づくり

地域住民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域での「支える側」「支えられる側」という立場を超えて、皆が地域社会を構成する一員として、地域の活動や課題の解決などに取り組んでいける人が増える環境づくりを進めます。

指標名	現況値		目標値
	値	年度	R12
地域の行事に参加している人の割合(市民アンケート)	29%	R7	34%
組に入っている世帯数	I2,807	R7	I3,500

※地域の行事参加率は、住民が地域に関心を持ち積極的に関わっているかを示します。組に入っている世帯数は、地域のつながりや協力体制が強まっていることを表します。

この2つの指標で、地域への関心と行動の増加を具体的に把握できるため、これでバランスよく評価します。

③ 計画の体系図

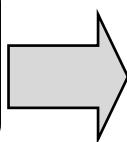


基本理念

気づく、つくる、つながる山梨市
～みんながもうちょっと幸せになる～

基本目標

1 安全・安心なく
らしを守るしくみづ

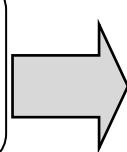


重点施策

- (1) 地域福祉を支える人材の育成支援
- (2) 災害時の避難支援体制づくりの推進
- (3) 安定した生活の確保

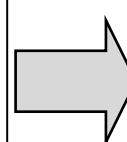


2 自分らしく活躍
できる地域づくり



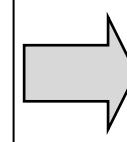
- (1) 一人ひとりが尊重される参加と活動
の場づくり
- (2) 情報共有と支援ネットワークの構築
- (3) 福祉分野以外の連携

3 誰もがともにつ
ながり、支え合う
地域づくり



- (1) ボランティア・NPO 法人など福祉団
体などの活動支援
- (2) 課題を早期発見・早期対応できる
地域づくり
- (3) 生活課題のニーズを包括的に受け止
める体制づくり

4 地域に関心を
もち、行動できる人
が増える環境づくり



- (1) 住民等による支え合い活動の促進
- (2) 地域における支え合い拠点の整備・
拡充
- (3) あらゆる世代の福祉学習の推進の
ためのプラットフォーム構築

基本目標Ⅰ-重点施策（Ⅰ）

地域福祉を支える人材の育成支援

【現状と課題】

本市の人口は減少傾向にあり、令和6年の年齢別にみると、20代から30代の前半にかけて男女ともに減少しており、就業等を転機とした若者の転出超過が課題です。高齢者福祉基礎調査によると65才以上の人口のうち、ひとり暮らし高齢者や在宅の認知症高齢者は増加しています。このような少子高齢化の進行や世帯構成の変化等により福祉ニーズが多様化し、福祉分野の活動の担い手となりうる人材の重要性は高っています。行政による公的なサービスや制度の拡充のみならず、住民主体の地域活動がさらに広がっていくためには、地域福祉を推進する人材の育成が必要です。また活躍する人材が地域の各組織でのネットワークを強固にするとともに、そのネットワークが有機的に機能するような仕組みづくり、仕掛けづくり、場づくりに取り組むことが重要です。

【地域の皆さんと一緒にできること】(open talking barにて)

✿ 定年退職者や転入者などの方が参加しやすいよう、「地域デビュー」を一緒になって考えます。

【実現のために行政が行うこと】

- ✿ 対象や分野ごとのニーズに応じて研修内容を調整し、現場の実情に合った柔軟な研修体制を整備します。
- ✿ 地域福祉を推進する人材養成や交流会を開催し、地域づくりの視点から多様な支援者を結びつけます。

基本目標Ⅰ-重点施策（Ⅱ）

災害時の避難支援体制づくりの推進

【現状と課題】

市民アンケートの結果によると、日常生活での悩みや不安の中で「災害時の行動や備え」に関するものが、令和3年度の10%から令和7年度には14%に増えています。これは災害に対する関心や不安が高まっていることを示しています。

本市では、災害時において特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿をもとに、地域と市が連携して避難支援を行う体制を整えています。また、指定された避難所での生活が難しい人のために、市が協定を結んだ福祉施設などに福祉避難所を設け、安心して避難生活できる場所を提供しています。

災害が起きたときに、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を速やかに行うためには、地域の助け合いがとても大切です。地域の皆さんのが協力し合うことで、より安全な避難体制が築かれます。

【地域の皆さんと一緒にできること】(open talking barにて)

- ✿ 自主防災活動に積極的に参加します。
- ✿ 近所の人と災害状況に応じた避難経路を共有します。

【実現のために行政が行うこと】

- ✿ 災害時における地域住民、福祉・医療・行政機関、ボランティア団体等が連携する情報共有プラットフォームを構築していきます。
- ✿ 避難行動要支援者名簿を作成・更新し避難行動要支援者の所在や緊急連絡先を把握するとともに、日常的に見守り訪問や状況確認を行う体制を確立していきます。

基本目標Ⅰ-重点施策（3） 安定した生活の確保

【現状と課題】

市民アンケート調査結果によると、日々の生活での悩みや不安について「働くこと」と答えた方が令和3年度6%でしたが、令和7年度は8%に増加しています。働くことに対する不安や悩みを抱える人が増えていることが明らかになりました。この背景には、社会や経済の変化による仕事の不安定さや収入の不安があると考えられます。こうした状況を改善するためには、住まいや仕事に関する問題を抱える方々が気軽に相談できる体制を強化とともに、地域の関係機関や団体と連携して、多方面からの支援体制を整えることが重要です。

また、地域の関係者と協力して新しい支援の仕組みや資源を作り出すことで、より多くの人が安定した生活を送れるよう環境を整えていく必要があります。

【地域の皆さんと一緒にできること】(open talking barにて)

- ✿ 住民同士のおせっかいや声かけを肯定的に捉える雰囲気づくりをして、孤立を未然に防ぐ地域づくりを進めます。

【実現のために行政が行うこと】

- ✿ 困難を抱える方々の多様なニーズに応えるため、支援専門機関が連携します。

✿ 困難を抱える方が適切な支援を受けられるよう、相談支援やサポート体制の強化に努めます。

基本目標2-重点施策（1）

一人ひとりが尊重される参加と活動の場づくり

【現状と課題】

少子高齢化の進行や地域社会の変化に伴い、高齢者の孤立や山間部の買い物難民、子どもの不登校問題など多様な課題が見られます。また市民アンケート調査結果によると「地域に孤立している（つながりのない）方がいると感じる」（地域別）、にも結果が出ているように地域によってつながりの強さには違いがあり、支え合いの仕組みが機能しているところもあれば、さらなる強化が必要なところもあります。そのため、一人ひとりが尊重され、多様なニーズに対応できる参加と活動の場を広げ、孤立の解消や地域全体での支え合いを促進することが重要な課題となっています。

【地域の皆さんと一緒にできること】（open talking barにて）

✿ 地域の活動において、誰もが誰かの役に立つ意識をもって多世代が交流する環境づくりを目指します。

【実現のために行政が行うこと】

✿ 関係課と連携し、重層的支援体制整備事業や地域まるごと支援事業を推進することで、地域共生社会の実現に向けた包括的な仕組みづくりを推進します。

✿ 障害・子育て・高齢者等の各分野における参加と活動の場を整備します。

基本目標2-重点施策（2）

情報共有と支援ネットワークの構築

【現状と課題】

地域内の福祉サービスや支援活動に関する情報が断片的で、住民や支援者が必要な情報にアクセスしにくい状況が見られます。また、行政やNPO、医療機関など多様な支援主体が存在するものの、それぞれが個別に活動している場面もみられ、十分な連携が図られていない

こともあります。こうした現状を踏まえ、行政や専門機関、地域団体などの連携を強化し、役割分担や協力体制を明確にするとともに、信頼関係を構築するための定期的な交流の場を設けることが重要です。

【地域の皆さんと一緒にできること】(open talking barにて)

✿ お互いに助け合える関係性をつくっていきます。

【実現のために行政が行うこと】

✿ 相談拠点や民間協力者を含む地域の支援ネットワークを広く構築します。

✿ 住居や福祉サービスを必要とする方に向けた、社会資源の紹介や生活基盤の安定に努めるとともに、見守り体制を整え再犯防止や孤立防止に取り組みます。

基本目標2-重点施策（3）

福祉分野以外の連携

【現状と課題】

地域の福祉活動は福祉関連機関や団体を中心に展開されており、多くの支援は福祉分野内で完結している状況があります。また、住民の参加状況には偏りがあり、とくに高齢者や障がい者、子ども、社会的孤立者など、参加が困難な層が多い点も現状の特徴です。

これらの現状を踏まえ、多分野・多世代を巻き込んだ連携や協働の仕組みづくりが求められています。そのためには、福祉分野以外の関係者も参加できるプラットフォームの整備や、情報共有基盤の強化が必要です。また、地域にある多様な社会資源を効果的に結びつけ、支援の不足部分を補う仕組みを構築することが課題です。

【地域の皆さんと一緒にできること】(open talking barにて)

✿ 地域住民とその地域にある企業とが協力関係をつくり共存を目指します。

【実現のために行政が行うこと】

✿ 繙続的な地域参加が難しい方にも配慮し、通いやすい場や働くきっかけとなる場所づくりを支援します。

✿ 福祉分野に限らず、多世代・多分野の住民や関係機関、民間企業などが連携できる共生社会のプラットフォームと拠点を整備し、地域課題の解決や事業展開を促進します。

基本目標3-重点施策（1）

ボランティア・NPO 法人など福祉団体等の活動支援

【現状と課題】

地域福祉を推進する団体としては、社会福祉協議会をはじめとして、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、ボランティア連絡会などがあり、地域活動の推進に取り組んでいます。

また、社会福祉法人やNPO等が地域の居場所、こども食堂、学習生活支援などの様々な取り組みを行っています。しかし、ボランティアやNPOの担い手の高齢化が進み、若い世代の参加が十分でないため、活動の継続性に懸念があります。

また、高齢化や生活困窮者の増加、外国人住民の増加など、多様化する地域のニーズに柔軟かつ迅速に対応できる体制の整備も必要です。

こうした課題に対応するためには、若者や子育て世代の参加を促進するための施策や、安定的な資金確保のための寄付促進やクラウドファンディングの活用、福祉団体同士や行政との連携を強化することが必要です。

【地域の皆さんと一緒にできること】（open talking barにて）

✿ 一人ひとりが地域にためにできる事を考え身近な仲間と活動の一歩をすすめます。

【実現のために行政が行うこと】

✿ 民間事業に関する情報収集及び情報共有を促進することで、企業や福祉団体のニーズや課題を的確に把握し、効果的な支援策を策定します。

✿ 地域の共有スペースやコミュニティセンターを活用し、福祉団体やボランティア、企業などが気軽に集い、相談・協議や情報交換ができる環境を整え、活動の効率化と多様な主体間の連携強化を図ります。

基本目標3-重点施策（2）

課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

【現状と課題】

市ではこれまで地域で起きている様々な福祉課題に関する理解を深める啓発活動を行ってきました。これにより、地域での気づきや見守りの中で、必要な時には誰もが相談できる体制づくりも進められています。

しかしながら、地域には依然として潜在的な課題を抱える方が多く存在し、ひきこもりや8050問題といった顕在化しにくい新たな課題も増加しています。そのため、こうした問題

に対応するためには、地域で見守る体制の強化や、課題を抱える方へのアウトリーチ支援、家族介護者への支援が一層求められています。

さらに、市民アンケートの結果からは、孤立を感じている人が多い一方で、孤立している方に対して「気になっているが声をかけられない」、「関わりたくない」といった回答も多く、住民の関わり方や意識の問題が見守り活動の実効性を高めるうえで大きな課題となっています。

これらの現状と課題を踏まえ、地域における見守りネットワークの充実や支援体制の多様化、そして住民の意識啓発を一層進めていくことが、課題の早期発見・早期対応を実現するために重要です。

【地域の皆さんと一緒にできること】(open talking barにて)

✿ 近隣住民が連携し高齢者世帯等の心配のある家を見守り何かあったら民生委員や市に相談します。

【実現のために行政が行うこと】

✿ 関係機関が連携して情報共有や相談・調整を行い、本人に寄り添った伴走型支援や多面的なサポートを提供します。

✿ 各団体や関係機関との情報を集約して他の機関との連携が図れる体制を構築します。

基本目標3-重点施策（3）

生活課題のニーズを包括的に受け止める体制づくり

【現状と課題】

現在、本市にはこども、高齢者、障害者、生活困窮者の分野ごとに相談支援センターが設置されており、それぞれの相談内容に応じた対応が行われています。これまで複合的な課題の解決に向けては、重層的支援体制の整備が進められ、多機関協働事業により分野を超えた包括的な支援体制が構築されてきました。その結果、複数の課題を抱える利用者に対しても総合的な支援を提供する体制が一定程度整備されています。

しかしながら、市民アンケートの結果では、生活上の困りごとを相談する相手として依然「同居の家族」が最も多く、専門機関への相談は状態が悪くなってしまってからという状況も見受けられます。これは、専門的支援機関の認知度や相談しやすさに課題があることを示しています。

このような現状を踏まえ、すでに構築されている多機関協働による包括的支援体制のさらなる充実とともに、市民が専門機関に気軽に相談できる環境づくりや、相談窓口の分かりやすさ向上が引き続き求められています。

【地域の皆さんと一緒にできること】(open talking barにて)

✿ 高齢者世帯等の心配のある家を近隣で見守ることで、何かあったら民生委員や市に相談します。

【実現のために行政が行うこと】

✿ 複数の機関が関与する事例については、情報を集約し必要に応じて会議を開催して役割分担を明確化します。

✿ 地域課題や福祉の重要性について正確な情報を地域住民に提供し、生活課題への理解を深めてもらいます。

基本目標4-重点施策（Ⅰ）

住民等による支え合い活動の促進

【現状と課題】

市民アンケートの結果からは、人と人とのつながりについて「気になっているが声をかけられない」「関わりたくない」と答える方が多い一方で、多くの年代において「人とのつながりは必要」と考える人が多数いることが明らかになっています。つまり、住民の関心は高いものの、実際に行動に移すことに心理的な抵抗や不安があることが課題となっています。

これらを踏まえ、住民による支え合い活動を促進するためには、行政が分野や制度の壁を越えた一元的な支援体制を構築するとともに、住民が主体的に関わりやすい環境づくりや心理的な障壁を低減する施策が重要です。

【地域の皆さんと一緒にできること】(open talking barにて)

✿ 地域の行事に参加するなどして、日頃から顔の見える関係性をつくっていきます。

【実現のために行政が行うこと】

✿ 住民が自由に意見交換できる対話の場やワークショップを設け、地域の情報交換や仲間づくりが活発に行われる環境を整えます。

✿ インフォーマルなサービスも含め必要な資源を調整し、相談者の希望に応じた暮らしの充実を目指して支援します。

基本目標4-重点施策（2）

地域における支え合い拠点の整備・拡充

【現状と課題】

地域の課題や住民の困りごとを適切な窓口に繋ぐ相談支援ネットワークは、重層的支援体制整備事業の立ち上げなどにより、一体的な支援を目指した取り組みが進められています。

支援のつながりをよりスムーズにし、利用者の負担を軽減するためのさらなる工夫や連携強化が課題となっています。

また、市民アンケートの結果によると、生活上の困りごとがあった場合の相談先は「同居の家族」が最も多く、次いで「別居の家族」や「友人・知人」が続いています。これは日頃から信頼できる身近な人間関係が相談相手となっていることを示していますが、独居であったり孤独を感じている人にとっては相談できる環境が限定期である現状を反映しています。

これらの現状と課題を踏まえ、地域支え合い拠点の整備・拡充とともに相談支援ネットワークの再編・強化を進め、住民が気軽に相談できる環境を整える必要があります。

【地域の皆さんと一緒にできること】(open talking barにて)

✿ 地域内にある空き家等を交流の場として活用し、コミュニティづくりを行います。

【実現のために行政が行うこと】

✿ 地域の特性を生かし、複数の支援事業が連携して進められるよう、関係者同士の協力体制づくりを進めています。

✿ 地域の課題を話し合い、解決策や活動の検討ができる拠点づくりを支援するとともに、仲間づくりや地域情報の交換が活発にできる交流の場や機会の充実に努めます。

基本目標4-重点施策（3）

あらゆる世代の福祉学習の推進のためのプラットフォーム構築

【現状と課題】

市民アンケート調査の結果によると、地域での暮らしで大切にしていることとして「地域活動」と回答した方が少ないのが現状です。これは、地域福祉や住民同士の支え合いに対する関心や意識が十分に高まっていないことを示しています。これまで、地域福祉に関する計画や行政の施策、そして社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」などは整備されていますが、その内容が地域の皆さんに十分に伝わっているとはまだ言い切れません。また、福祉や地域

活動への関心が十分に広がっていないことや、計画や活動についての情報が行き渡っていないため、住民の皆さんのが参加しやすい学習の場や機会が限られている点が課題となっています。

【地域の皆さんと一緒にできること】(open talking barにて)

✿ 多様性を認めることで、差別のないインクルーシブな地域づくりを考えます。

【実現のために行政が行うこと】

✿ 住民が自由に意見交換できる対話の場やテーマ別のワークショップを積極的に開催し、福祉や地域活動への関心を高めるとともに、住民が主体的に関わりやすい環境を整えます。

✿ 地域福祉に関する計画や行政の施策、社会福祉協議会の活動内容をわかりやすく情報発信し、多様な世代へ届くよう取り組むことで、福祉への理解と参加を広げます。



第一期 山梨市再犯防止推進計画 【案】



再犯防止推進計画

1. 策定趣旨

犯罪をした人たちの中には、安定した仕事や住まい、信頼できる家族や友人がいないなどの生活上の問題を抱えている人が多くいます。また、薬物やアルコールに依存しているケースも少なくありません。こうした人たちを社会から排除したり孤立させるのではなく、地域社会の一員として受け入れる環境や支援体制を整えることが必要です。国や県、市、民間団体、その他の関係者が連携し、「立ち直りを支える社会」を実現することが求められています。

再犯防止のための施策には、就職支援や住居の確保、健康管理、福祉サービスなど、さまざまな分野の協力が必要です。したがって、市の各部門やさまざまな事業との連携が重要となります。この計画は、市のさまざまな事業に再犯防止の視点を反映させ、誰もが過ごしやすい「安全で安心な地域づくり」を進めるためのものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止を進めるための「地方再犯防止推進計画」です。これは、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づいて具体的な施策を計画的に進めるために作成しました。本市では、この計画を地域福祉計画に包含しています。

再犯防止施策は、罪を犯したと認められる人を対象としており、犯罪を犯した者の範囲については、以下の附帯決議があります。

本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

3. 計画期間

計画期間は令和8年度から令和12年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や制度の大幅な改正、関連計画との整合性等を考慮して、必要に応じて見直しを図るものとします。

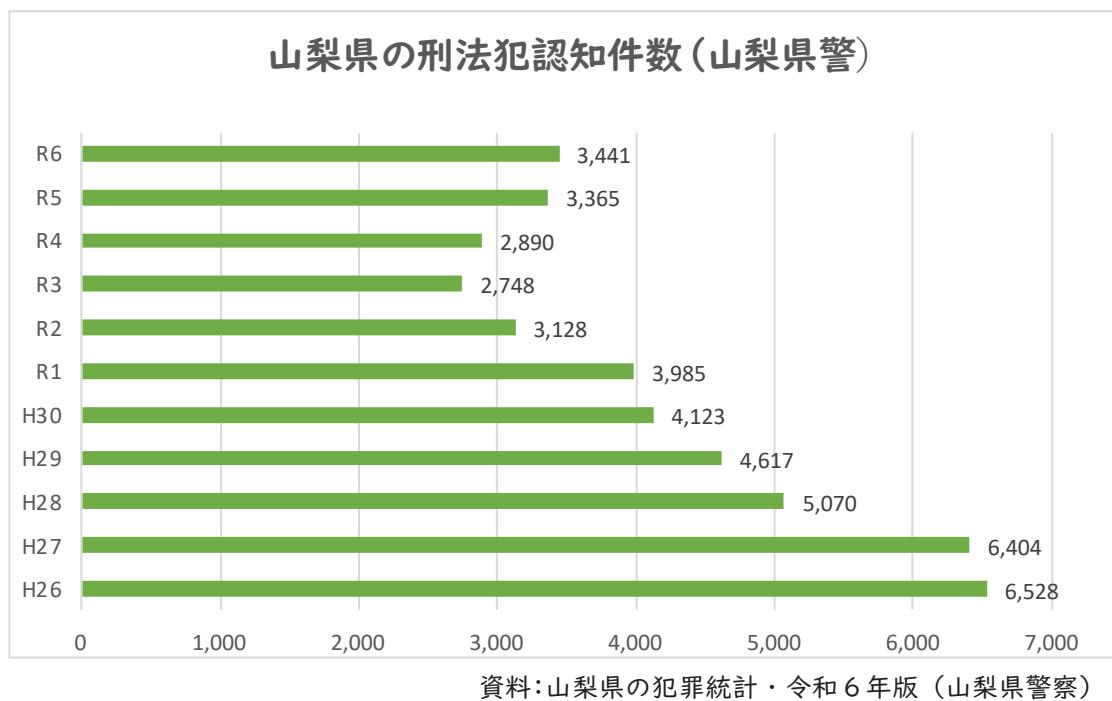
4. 地域における犯罪発生状況

山梨県の刑法犯の10年間の認知件数は、平成26年の6,528人、平成27年の6,406人から平成28年には5,070人と急激に減少し、その後も減少傾向で推移してきました。

令和3年に2,748人まで減少したものの、令和4年以降は、増加傾向となっています。

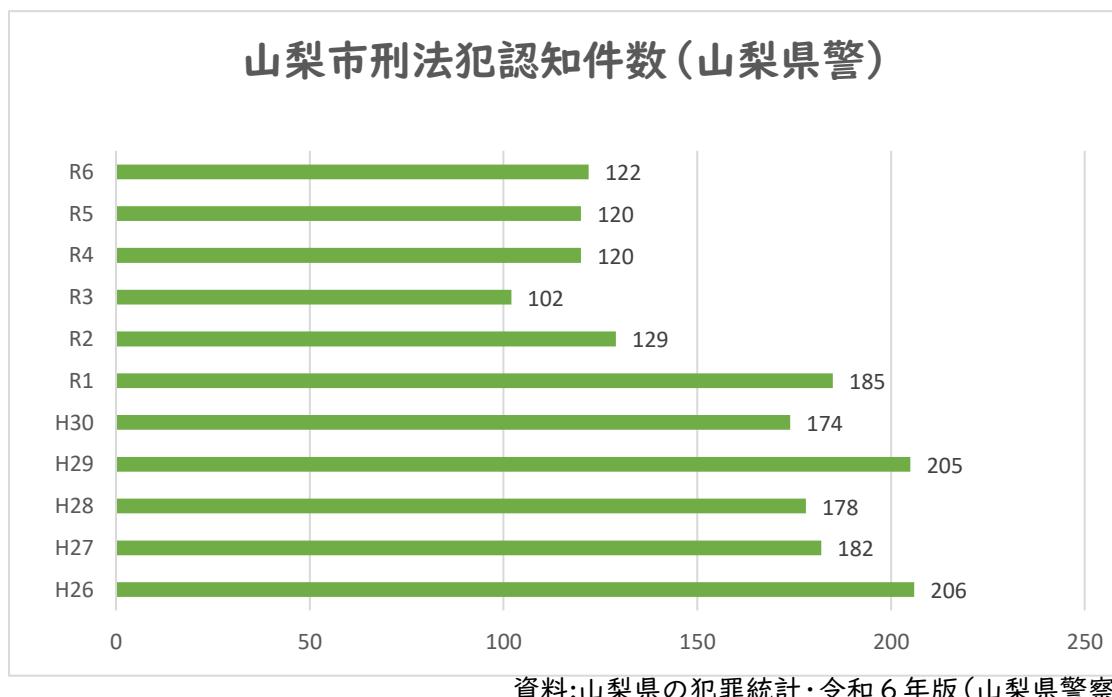
また、令和4年に検挙された人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は51.0%で全国4番目の高さでした。令和5年は45.8%（全国平均47.9%）と全国26番目で減少し

ましたが、検挙された人の半数近くが再犯者という状況が続いています。



本市においても、県と同様の傾向で平成 26 年の 206 人、平成 27 年の 182 人から平成 29 年には 205 人と増加となり、その後も増減を繰り返してきました。令和 3 年に 102 人と大幅に減少したものの、令和 4 年以降は、大きな変動はありません。

日下部署管轄内での再犯率は令和 4 年が 60 %、令和 5 年が 33 %、令和 6 年が 54 % と再犯率が高いことから再犯防止に向けた支援体制が必要であると考えられます。



5. 計画の基本方針

国は、令和5年3月「第2次再犯防止推進計画」を策定しました。その中で、「犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにして、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため」として、「5つの基本方針」を定めています。

【国の第2次再犯防止推進計画における5つの基本方針】

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向か、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者的心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていく

また、支援に向けての基本的な方向性として、「息の長い支援」「地域の支援連携拠点の構築」「国・地方公共団体・民間協力者等の連携」の3点を掲げ、長期的で多様な連携による支援を推進することとしています。

【国の第2次再犯防止推進計画の基本的な方向性】

- ①犯罪をしたもの等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の生活主体を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ②就労や住居のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取り組みを促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

これらを踏まえ、山梨市では以下の組織・団体及びその活動等と連携することで、再犯防止に資する取組みを進めてまいります。

山梨県	第2次山梨県再犯防止推進計画に基づき、再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
甲府保護観察所	更生保護法に基き、罪や非行を犯し家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑の執行猶予となった者に対して保護観察を行います。
山梨保護区保護司会	犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域社会で支えるボランティアです。 保護観察を受けている者と面接を行い、指導や助言をし、刑務所や少年院に入っている者の帰住先の生活環境の調整等を行っています。
山梨地区更生保護女性会	保護司活動への協力のほか、更生保護の心を広めるため、矯正施設訪問や地域との連携・協働活動を行っています。
NPO法人山梨県就労支援事業者機構	就労を支援することで再犯及び再非行を防止し、円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現に向けて活動しています。
人権擁護委員の会	地域の中で人権が侵害されないように人権思想を広め、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしているボランティアです。
更生保護施設・自立準備ホーム	行き場のない罪を犯した者を受入れ、自立と更生を支援するための施設です。
地域生活定着支援センター	高齢又は障害を有する者のうち、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対して、社会復帰を支援します。
依存症回復支援団体	行政のほか、各分野の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、回復支援に取り組んでいる組織です。
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、国・地方自治体・多くの民間団体で取り組む運動です。
薬物乱用防止キャンペーン	山梨県薬物乱用防止指導員を中心に、薬物乱用による弊害を広く地域に周知する広報活動です。

保護司さんに聞いてみました!!

※保護司(ほごし)とは、日本におけるボランティアの法務補助者のことです。主に犯罪を犯した人や非行少年が社会に適切に復帰できるよう支援する役割を担っています。具体的には、裁判所や保護観察所からの委嘱を受けて、保護観察対象者の生活状況を定期的に訪問・相談し、必要な助言や指導を行います。また、再犯防止のために本人の環境調整や関係機関との連携も行います。保護司は無報酬のボランティアであり、地域社会の安全と更生支援に貢献する重要な役割を果たしています。法律上は「矯正法」に基づき設置されており、全国に多数の保護司がいます。

【現状と課題の把握に関する質問】

Q	現在、再犯に至る主な要因として、どのようなものが多いと感じますか？
A	再犯に至る原因として多いと感じるものは、お金の問題で窃盗をしたり、薬物依存によって犯罪を繰り返すことがあります。

Q	特に支援が難しいと感じるケースには、どのような傾向がありますか？
A	刑務所から出所しても悪い仲間と付き合ってしまうので更生が難しいと感じる。また、家族が拒否する場合もあるため家に帰れないことがあります。その場合は県外の更生保護施設に行ったり、県内では厚生保護施設の以徳会に行く事になります。

【保護司活動に関する質問】

Q	日常的な活動の中で、どのような支援を行っていますか？
A	就職するために、ハローワークと一緒にに行くことがあります。

Q	保護観察中の対象者との関わりで、効果的だと感じる支援内容は何ですか？
A	よく話を聞き、話し相手になることで心を開いてくれることがあります。

Q	現場で感じる支援の限界や困難はありますか？
A	運転免許がない方が多いので、就労先が限られてしまいます。また、お金を貸してほしいと言われることもあります。そんな時は、はっきり貸せないと話しをしています。

【地域資源・関係機関との連携について】

Q	地域の中で、再犯防止に関して特に連携が強い機関や団体はありますか？
A	市内の中学校での啓発活動や日下部警察署と意見交換をしています。

【支援ニーズと提案に関する質問】

Q	保護司として活動していく「もっとこういう支援があれば」と感じることは何ですか？
A	保護司は個人で相談窓口を行っています。保護司が相談出来る窓口があればと思います。

Q	対象者の社会復帰を支えるうえで、行政や地域に求める支援はありますか？
A	精神障害者等、心理的な解決が必要な場合、保護司だけでは対応が難しいです。

Q	再犯を防ぐために、地域社会としてできることは何だと思いますか？
A	地域の人たちが協力して、助け合い、見守り、学び合うことで、安心して暮らせる環境を作ることが大切です。

【山梨市再犯防止推進計画 基本方針】

1. 地域社会の理解と受け入れの促進

地域住民への説明会や啓発活動を通じて、犯罪をした者等に対する偏見や差別を解消し、社会復帰に対する理解を深めます。

2. 多機関連携の強化

自治体、福祉・医療機関、警察、教育機関、地域団体が連携して、地域の特性を生かした支援体制を構築していきます。

3. 就労・居住の確保による再犯防止の推進

地域社会や関係機関と連携し、就労支援や住居確保の支援体制を強化することで、生活基盤の安定を図り、再犯防止につなげます。

4. 非行防止の推進による犯罪防止の強化

非行の早期発見と地域全体での支援体制を強化し、子ども・若者の健全育成を図ることで、将来的な犯罪防止につなげます。

6. 取り組み施策

Ⅰ. 地域社会の理解と受け入れの促進

【課題】

犯罪をした者等に対する地域社会の理解と受け入れは十分とは言えない状況にあります。地域内での正確な情報の不足や誤解が根強く残っており、偏見や差別の解消が課題となっています。

地域住民の中には、受け入れに対して安全面やプライバシー面での懸念が存在し、地域の強い連帯感や独自の価値観が新たな理解形成の障壁となっているため、再犯防止に向けた理解促進には時間と工夫が必要です。

これらの課題に対処し、地域社会の理解と受け入れを促進することは、再犯防止を図る上で不可欠であり、今後も地道な啓発活動を進めていくことが重要です。

【取り組みの方向】

No	施策の概要	担当
①	「社会を明るくする運動」の推進 人権擁護に関する啓発活動の推進 ホームページや広報紙等の媒体活用による市民の理解促進	福祉課
②	地域住民を対象としたワークショップ、講演会などの開催 地域住民やボランティア団体が参加する支援活動の奨励	福祉課 高齢者・介護支援課

2. 多機関連携の強化

【課題】

犯罪をした者等が社会復帰するにあたり、地域で孤立したり生きづらさを抱えることがないためには、国・地方公共団体・民間団体その他関係者が、連携体制や役割分担を明確にし、支援機関間の協力を円滑に進めることが重要です。

また、国の計画では、「地域における包摂の推進」として地域全体での支援を強化することが求められており、自治体における地域支援ネットワークの構築が求められています。

【取り組みの方向】

No	施策の概要	担当
①	高齢者又は障害のある者等への適切な福祉サービスの利用支援 生活支援体制整備事業の推進 地域生活定着支援センターとの連携	福祉課 高齢者・介護支援課
②	保護司の面接場所の確保	福祉課
③	薬物乱用防止推進事業への協力	健康増進課
④	依存症への対応及び相談に関する保健所との連携	福祉課 こども・子育て課 健康増進課 高齢者・介護支援課

3. 就労・居住の確保による再犯防止の推進

【課題】

犯罪をした者等が適応できる仕事を見つける際、雇用主の前科等への理解不足、本人の社会人としての基礎的な態度が身についていない等で就労が困難だったり、長続きしないことがあります。

居住面では、空き家や住宅の数が限られていること、地域住民の理解不足により受け入れが進まないことが課題です。安定した住居が確保できないと、生活の不安定化や社会復帰支援の効果が低減し、再犯リスクが高まる可能性があります。

さらに、就労・居住支援にあたる関係機関間の連携が十分でないため、支援の一貫性や継続性が確保されにくい点も問題となっています。

【取り組みの方向】

No	施策の概要	担当
①	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） 障害福祉サービスの利用支援 保護司会等の支援者からの相談対応 地域生活定着支援センターとの連携	福祉課
②	市営住宅の整備	建設課
③	生活困窮者自立支援事業（就労支援事業） 山梨県就労支援事業者機構など、NPO法人との連携	福祉課

4. 非行防止の推進による犯罪防止の強化

【課題】

こどもや若者の非行を未然に防止することは、将来的な犯罪防止に直結する重要な課題です。地域社会全体でこども・若者の健全な育成環境を整え、教育や生活支援、問題行動の早期発見と対応を強化します。学校、家庭、地域、関係機関が連携し、非行の芽を摘み取ることにより、犯罪発生の抑制と地域の安全・安心の向上を目指します。

【取り組みの方向】

No	施策の概要	担当
①	学校、家庭、地域の連携による問題行動の兆候の早期把握	こども・子育て課 学校教育課
②	こども・若者が積極的に参加できる地域の祭りやスポーツイベントの創出、健全な居場所づくりと仲間づくりの支援	こども・子育て課 生涯学習課
③	こども達が安心して過ごせる環境づくり 地域住民や自治会、ボランティアによる見守り活動の支援	福祉課 こども・子育て課 高齢者・介護支援課 学校教育課



資料編

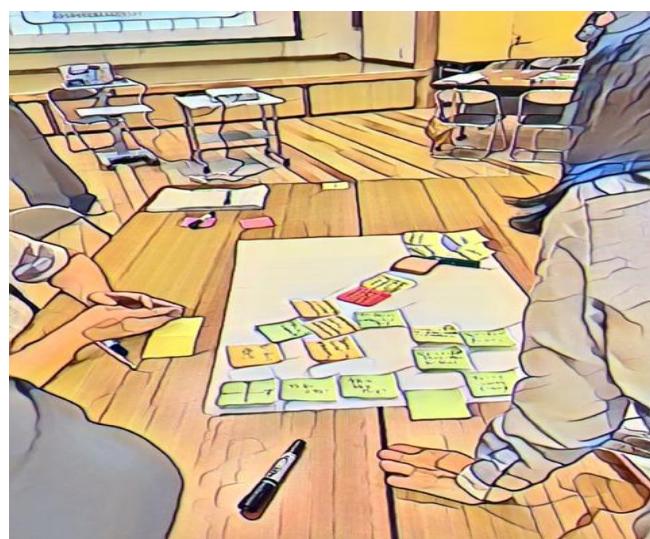
市民が自らの意見やアイデアを出し合い、地域の問題解決や改善を目指すための「市民ワーキング」を開催しました。

令和7年度 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

「Open talking bar」

全4回 ワークショップ

委託 base with Youth



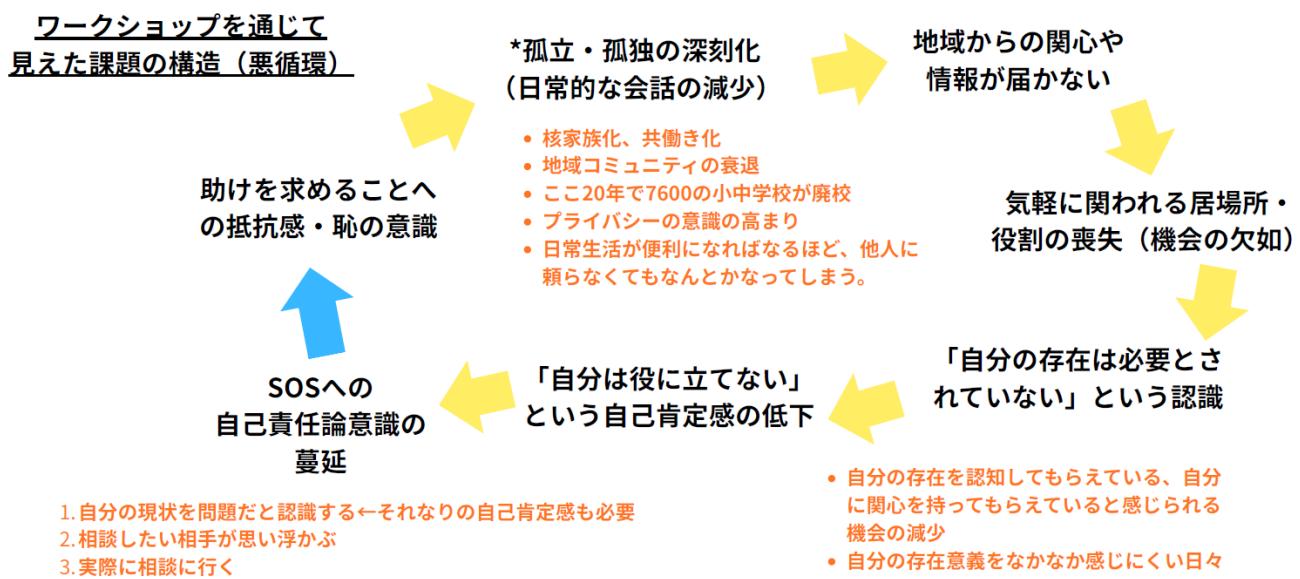
【対話を通じて見えてきた地域の「悪循環】

本計画の策定にあたっては、地域の課題を真に解決するための土台を築くため、市民、NPO、企業、行政、社会福祉協議会、専門職など、多様な主体が参加する「市民ワーキング」を開催しました。

ワークショップでは、参加者一人ひとりが、それぞれの経験や立場に基づいた意見やアイデアを持ち寄り、「すでに様々な取り組みが展開されているにもかかわらず、なぜ困りごとが解消されずに取り残されてしまうのか」という地域の根本的な問い合わせに対し、深く掘り下げながら対話と検討を重ねました。

この対話のプロセスを通じて、私たちは個別の課題の裏に、いくつかの要因が相互に影響し合い、お互いを悪化させる「負の悪循環（負のループ）」を形成しているらしい、という気づきがありました。

以下の図は、市民と行政が対話した結果見えてきた地域の課題構造の仮説であり、課題の全貌を網羅した完璧な答えではありません。しかし、この構造を共有し、多様な主体が連携・学び合いながら進化するような関係性を築くことが、持続可能な地域づくりへの最も重要な一步だと考えています。



【対話の中で浮かび上がった3つの障壁】

市民ワーキングの議論を通して、「様々な取り組みが行われているにも関わらず、なかなか課題が解決されない要因になっているのではないか」と感じた

主要な要素が以下の3点です。

① 社会の変化がもたらす「孤立の深刻化」

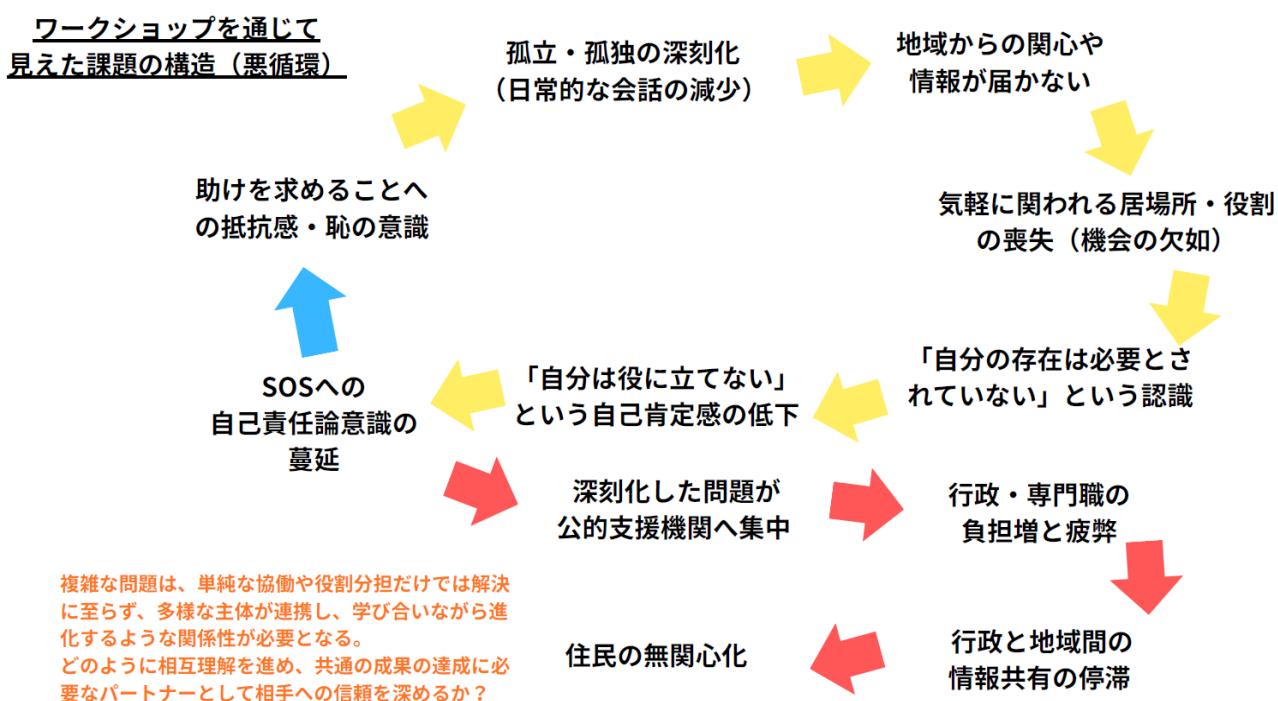
核家族化や共働き化の進行に加え、日常生活の利便性が高まることで、「他人に頼らなくてもなんとかなる」状況が生まれ、意図せぬ孤独・孤立の深刻化につながっています。また、地域での役割や居場所が失われることで、「自分は必要とされていない」という認識を持つ人が増加しているという課題が見えてきました。

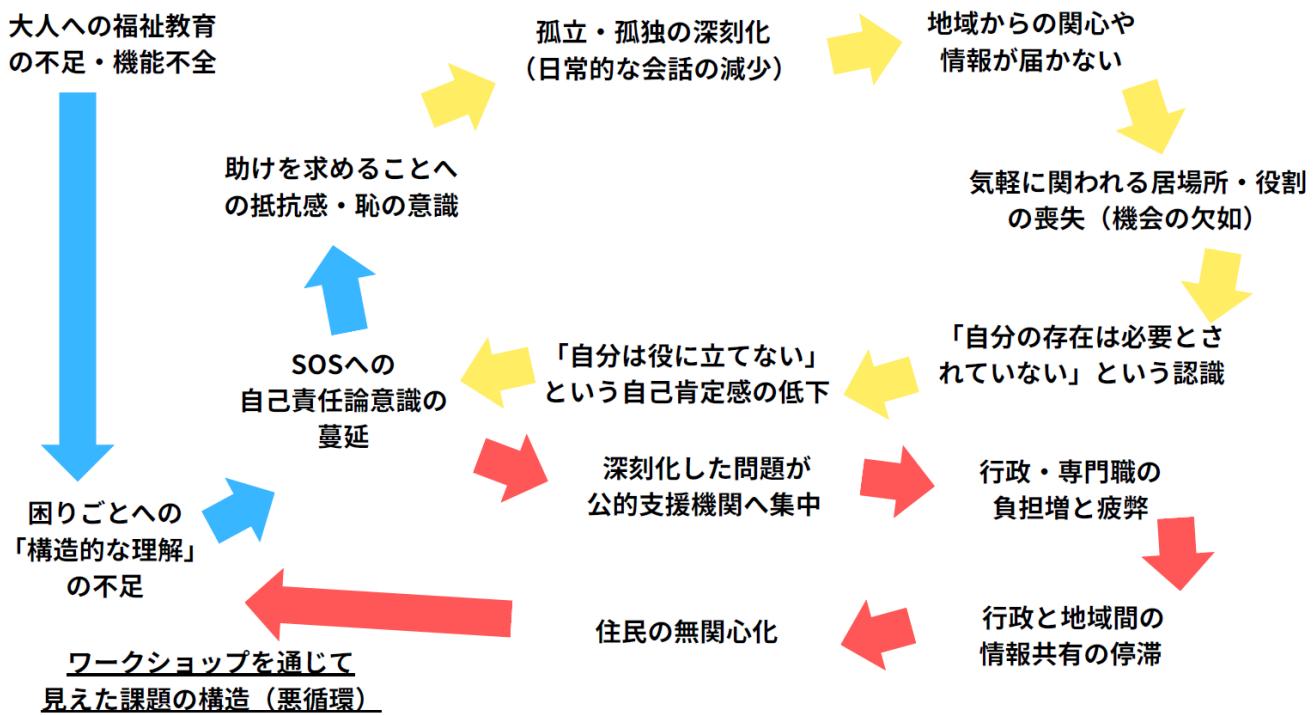
② SOSを阻む「抵抗感と自己肯定感の壁」

孤立が深まると、自分の存在意義を感じる機会が減ることで、自己肯定感が低下します。その結果、「助けを求めるることは恥ずかしい」「迷惑をかけるのではないか」という感情的な抵抗感が極めて高まり、困っている当事者が支援から遠ざかってしまう構造が指摘されました。必要な支援があるにもかかわらず、その最初の一歩が踏み出せないという、心理的な障壁です。

③ 解決を妨げる「無関心化と構造理解の不足」

地域の課題に気づきつつも、「何から始めていいか分からない」という大人や若者が多い中で、福祉教育が不十分であるという課題に多くの参加者が気づきました。これにより、困りごとへの構造的な理解が不足し、関心が自己責任論へ転化しやすい状況が生まれています。この無関心化と傍観の姿勢が、結果的に深刻化した問題を公的支援機関へ集中させ、行政の疲弊を招くという悪循環を完成させています。





【ロードマップへの接続：対話の成果を未来へつなぐ】

対話の中で見出した4つの解決の方向性

市民ワーキングでは、対話を通じて見えてきた負の悪循環の構造に対し、「どうすれば悪循環を断ち切ることができるのか?」「具体的にどんな人がどんな状態になることを目指していくのか?」という未来志向の議論を重ねてきました。

その結果、複雑に絡み合った課題のループを断ち切るために、以下の4つの視点を本計画の基本目標として設定しました。それぞれの目標は、悪循環の特定の要素を解消し、当事者の未来の状態を変えることを目指しています。

1. 「安全、安心なくらしを守るしくみづくり」は、SOSへの抵抗感と支援機関への集中を解消することを目指します。これにより、二重の不安を抱えていた人が心から頼ってよかったという感情的な安心を得て、支援から自立に向けて歩み出せる状態を目指します。
2. 「自分らしく活躍できる地域づくり」は、役割の喪失と自己肯定感の低下を解消することを目的とします。「自分は必要とされていない」と感じていた人が、役割を通じて自己肯定感を回復し、地域で輝ける状態を目指します。
3. 「誰もがともにつながり、支え合う地域づくり」は、孤立の深刻化と日常の

会話の減少を克服します。誰もが孤立することなく、日常生活の動線で偶発的に支え合う「ゆるいつながり」の関係性がつくれる状態を目指します。

4. 「地域に关心を持ち、行動できる人が増える環境づくり」は、福祉教育の不足と自己責任論の蔓延を解消する核となります。地域の課題を自分事として捉え、多様な主体が協力し、共に学び、悪循環の構造そのものを改善するための行動を起こせるようになる状態を目指します。

このロードマップは、行政の単独の施策ではなく、課題を深く理解するために市民・行政が共に歩んだ対話のプロセスそのものが価値であり、その成果を具体化した指針です。

本計画は、一度つくって終わりではなく、今後もこの悪循環の解消に向けて、多様な主体が共に学び、行動し続けるための羅針盤となります。誰もが「自分も計画の一員だ」と感じ、それぞれの立場で行動を起こすことこそが、私たちが目指す未来への唯一の道となります。

目指す未来のロードマップ

	1年後（短期）	5年後（中期）	10年後（長期）
1. 安全・安心なくらしを守るしくみづくり。	<p>初期段階のバリア解消の着手</p> <p>専門職への相談を躊躇する「二重の不安」を抱えた人々が、専門職ではない身近なつなぎ役や、低敷居の場所（居場所など）にアクセスし始める。</p>	<p>支援の入口の多様化と連携</p> <p>専門機関に加え、地域のNPO、企業、店舗などが初期相談の「つなぎ役」として機能し、ジャッジされない支援（非審判的支援）へのルートが多様化・強化される。</p>	<p>「心から頼ってよかった」と思える社会</p> <p>制度・分野の壁を超えた包括的な支援体制が確立され、「心から頼ってよかった」と語れる感情的な安心とともに、すべての当事者が支援から自立に向けて歩み出せる。</p>
2. 自分らしく活躍できる地域づくり。	<p>役割の「種」の創出</p> <p>役割を喪失した当事者が、スキルや負荷に合った「マイクロな役割」や居場所を見つけるための「お試し体験」機会が生まれる。</p>	<p>役割の循環と自己肯定感の回復</p> <p>当事者が役割を通じて「誰かの役に立つ・感謝される」経験を積み重ね、自己肯定感が回復し、継続的に地域活動に参加する人が増加する。</p>	<p>役割の最大化と内発的動機</p> <p>誰もが自分の特性や状況に関わらず「自分は必要とされている」と感じられ、多様な役割を持つことが当たり前になる。支援される側から支援する側へ、役割が自由に循環する。</p>
3. 誰もがともにつながり、支え合う地域づくり。	<p>「ゆるいつながり」の芽生え</p> <p>「時間的な制約」や「情報の不足」で孤立しがちな人々が、日常生活の動線の中に溶け込んだ、手間のかからない偶発的な「ゆるいつながり」に触れる機会が増える。</p>	<p>域の「線」の強化と協働の日常化</p> <p>行政と地域団体、企業など多様な主体が、情報や資源を積極的に共有し、複雑な問題解決に向けて相互理解と信頼を深める「強い線」で結ばれた関係が日常化する。</p>	<p>孤独・孤立からの解放</p> <p>核家族化やコミュニティ衰退の影響を克服し、「自分の存在を認知してもらっている」と感じられる機会が確保され、「他人に頼らなくてもなんとかなる」状態から脱却し、孤立が深刻化しにくい社会となる。</p>
4. 地域に关心を持ち、行動できる人が増える環境づくり。	<p>大人への福祉教育の開始</p> <p>地域の課題に気づきつつ「何から始めていいか分からない」層に対し、問題の「構造的な理解」を促し、自分にできる「最初の一歩」を認識するための学習機会が始まること。</p>	<p>「共感」から「構造理解」への転換</p> <p>福祉教育が定着し、「関心は個人の気持ち（共感）で終わる」状態から脱却。課題への「自己責任論」意識が薄れ、構造的な理解に基づき、持続的かつ建設的な行動に結びつく人が増える。</p>	<p>市民性の確立</p> <p>住民の無関心化を乗り越え、地域課題を「自分ごと」として捉え、自律的かつ協働的に解決に取り組む市民が増加。行政と市民が対等なパートナーとして地域づくりを推進する。</p>

国の地域福祉計画策定ガイドラインとの対応

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成29年12月12日子発 1212第1号・社援発 1212第2号・老発 1212第3号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老犬局長通知)の「第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉計画の策定ガイドライン」に示された「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」に対し、山梨市地域福祉計画の対応箇所は以下のとおりです。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (国ガイドライン)	山梨市第4次地域福祉計画該当課	対応ページ	
① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する事項	ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項	参加支援事業(高齢者・介護支援課) 生活支援体制整備事業(高齢者・介護支援課) 生涯学習フェスティバル(生涯学習課) 公民館事業(生涯学習課) 地域防災計画の推進(防災危機管理課) 個別避難計画作成の推進(福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課)	P35 基本目標2-重点施策(3) P35 基本目標2-重点施策(3) P35 基本目標2-重点施策(3) P35 基本目標2-重点施策(3) P33 基本目標1-重点施策(2) P33 基本目標1-重点施策(2)
	イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	民生委員児童委員の活動の支援(福祉課) 利用者支援事業(こども・子育て課) 健康増進事業(健康増進課) 地域自殺防止対策事業(健康増進課) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(高齢者・介護支援課) 発達包括支援事業(学校教育課) ボランティア活動の推進(社会福祉協議会)	P37 基本目標3-重点施策(2) P37 基本目標3-重点施策(2) P37 基本目標3-重点施策(2) P37 基本目標3-重点施策(2) P37 基本目標3-重点施策(2) P37 基本目標3-重点施策(2) P37 基本目標3-重点施策(2)
	ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方	狭間のニーズに対応する支援(福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課)	P37 基本目標3-重点施策(2)
	エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	生活困窮者自立支援事業の推進(福祉課) 包括的相談支援事業(高齢者・介護支援課) 困難な問題を抱える女性への支援(地域資源開発課/福祉課)	P37 基本目標3-重点施策(2) P37 基本目標3-重点施策(2) P37 基本目標3-重点施策(2)
	オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	多様性のある社会の推進(地域資源開発課) 生活困窮者自立支援事業(福祉課) 障害福祉サービスの充実(福祉課) こども家庭支援拠点の整備(こども・子育て課) 包括的相談支援事業(福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課)	P34 基本目標2-重点施策(1) P34 基本目標2-重点施策(1) P34 基本目標2-重点施策(1) P34 基本目標2-重点施策(1) P34 基本目標2-重点施策(1)
	カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	生活困窮者自立支援事業(福祉課) 見守り等居住支援事業(高齢者・介護支援課) 市営住宅の弹力的な利用促進(建設課) 包括的相談支援事業(福祉課/高齢者・介護支援課)	P33 基本目標1-重点施策(3) P33 基本目標1-重点施策(3) P33 基本目標1-重点施策(3) P33 基本目標1-重点施策(3)
	キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	生活困窮者自立支援事業(福祉課) 参加支援事業(高齢者・介護支援課)	P33 基本目標1-重点施策(3) P33 基本目標1-重点施策(3)
	ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	自殺対策推進事業の推進(健康増進課)	P32 基本目標1-重点施策(1)
	ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	成年後見センター運営(高齢者・介護支援課) 権利擁護事業(社会福祉協議会)	P32 基本目標1-重点施策(1) P32 基本目標1-重点施策(1)
	コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	虐待対応と養護者・保護者支援(福祉課/こども・子育て課/高齢者・介護支援課)	P32 基本目標1-重点施策(1)
	ナ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	生活困窮者自立支援事業(福祉課) 更生保護活動の推進(福祉課) 民生委員児童委員の活動の支援(福祉課) 包括的相談支援事業(福祉課/こども・子育て課/高齢者・介護支援課/健康増進課)	P33 基本目標1-重点施策(3) P33 基本目標1-重点施策(3) P35 基本目標2-重点施策(2) P35 基本目標2-重点施策(2) P33 基本目標1-重点施策(3) P35 基本目標2-重点施策(2)
	シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	地域づくり事業(福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課) 公民館事業(生涯学習課) ふれあいきいきふれあいサロンの活動支援(社会福祉協議会)	P38 基本目標4-重点施策(1) P39 基本目標4-重点施策(2) P38 基本目標4-重点施策(1) P38 基本目標4-重点施策(1)
	ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進める為の圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	外国人言語対応(地域資源開発課) 公共交通の整備(市民課) 農福連携の推進(農林課) 地域づくり事業(福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課)	P35 基本目標2-重点施策(3) P35 基本目標2-重点施策(3) P35 基本目標2-重点施策(3) P35 基本目標2-重点施策(3) P38 基本目標4-重点施策(1)

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (国ガイドライン)		山梨市第4次地域福祉計画該当課	対応ページ
② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	共同募金事業の推進（社会福祉協議会）	P36 基本目標3-重点施策（1）
	ソ 地域づくりに資する複数の事業を一括して実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	地域づくり事業（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課） 支え合いの地域づくり事業（社会福祉協議会）	P37 基本目標3-重点施策（2） P37 基本目標3-重点施策（2）
	タ 全庁的な体制整備	生活支援体制整備事業（高齢者・介護支援課） 重層的支援体制整備事業（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課）	P35 基本目標2-重点施策（2） P37 基本目標3-重点施策（2）
		全庁的な体制整備（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課） 包括的相談支援事業（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課）	P37 基本目標3-重点施策（2） P40 基本目標4-重点施策（3）
		包括的相談支援事業（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課） 地域づくり事業（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課） 生活相談支援の充実（社会福祉協議会）	P35 基本目標2-重点施策（2） P37 基本目標3-重点施策（3） P35 基本目標2-重点施策（2） P37 基本目標3-重点施策（3） P35 基本目標2-重点施策（2）
		多機関協働事業（高齢者・介護支援課） 福祉従事者の資質向上のための体制整備（福祉課/こども・子育て課 高齢者・介護支援課/健康増進課）	P32 基本目標1-重点施策（1） P32 基本目標1-重点施策（1）
	ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	各分野の福祉サービスの周知活動（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課）	P33 基本目標1-重点施策（3）
	エ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備	権利擁護事業の利用促進（高齢者・介護支援課/社会福祉協議会）	P33 基本目標1-重点施策（3）
	オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	避難行動要支援者名簿登録の推進（防災危機管理課） 避難行動要支援者の支援体制の整備・周知（福祉課/こども・子育て課/高齢者・介護支援課）	P33 基本目標1-重点施策（2） P33 基本目標1-重点施策（2）
③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	ア 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援	地域福祉活動等に対する助成事業（福祉課） 生活支援体制整備事業（高齢者・介護支援課） 社会福祉法人に対する支援（福祉課） 地域福祉活動に対する助成（福祉課） 生活支援体制整備事業（高齢者・介護支援課）	P32 基本目標1-重点施策（1） P32 基本目標1-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P32 基本目標1-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P32 基本目標1-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P32 基本目標1-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P33 基本目標1-重点施策（2）
	イ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	社会福祉充実計画の承認（福祉課） 社会福祉法人に対する支援（福祉課） 福祉避難所の協定（福祉課/子ども・子育て課/高齢者・介護支援課）	P36 基本目標3-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P33 基本目標1-重点施策（2）
	ウ 福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策	多機関協働事業（高齢者・介護支援課）	P32 基本目標1-重点施策（3） P34 基本目標2-重点施策（1）
	ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	地域社会全体で作る子育て環境の整備（こども・生活支援体制整備事業（高齢者・介護支援課） 市民ボランティアの養成（社会福祉協議会） 生活困窮者福祉事業の推進（福祉課） 子ども高齢者心の交流事業（こども・子育て課） 生活支援体制整備事業（高齢者・介護支援課）	P32 基本目標1-重点施策（1） P32 基本目標1-重点施策（1） P32 基本目標1-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P32 基本目標1-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P32 基本目標1-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P32 基本目標1-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1） P36 基本目標3-重点施策（1）
	イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	社会福祉法人に対する支援（福祉課） 地域づくり事業（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課） 福祉体験学習（学校教育課） ボランティア活動体験学習（学校教育課） 出前講座の積極的活用（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課） 公民館事業（生涯学習課） 支え合いの地域づくり事業（社会福祉協議会） 福祉のこころ醸成事業（社会福祉協議会）	P38 基本目標4-重点施策（1） P38 基本目標4-重点施策（1） P40 基本目標4-重点施策（3） P40 基本目標4-重点施策（3） P40 基本目標4-重点施策（3） P38 基本目標4-重点施策（1） P40 基本目標4-重点施策（3） P40 基本目標4-重点施策（3） P38 基本目標4-重点施策（1） P40 基本目標4-重点施策（3） P40 基本目標4-重点施策（3） P38 基本目標4-重点施策（1） P40 基本目標4-重点施策（3） P40 基本目標4-重点施策（3） P38 基本目標4-重点施策（1） P40 基本目標4-重点施策（3） P40 基本目標4-重点施策（3）
④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	ウ 地域福祉を推進する人材の養成	食育推進事業（健康増進課） 認知症対策の推進（高齢者・介護支援課）	P32 基本目標1-重点施策（1） P32 基本目標1-重点施策（1）

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (国ガイドライン)		山梨市第4次地域福祉計画該当課	対応ページ
⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項 (法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)	エ 地域福祉のあり方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意向の向上	地域づくり事業（福祉課/高齢者・介護支援課）	P38 基本目標4-重点施策（1） P39 基本目標4-重点施策（2） P40 基本目標4-重点施策（3）
		福祉体験学習（学校教育課）	P38 基本目標4-重点施策（1） P40 基本目標4-重点施策（3）
		ボランティア活動体験学習（学校教育課）	P38 基本目標4-重点施策（1） P40 基本目標4-重点施策（3）
	オ 住民等の交流会、勉強会の開催、福祉教育の推進	地域づくり事業（福祉課/高齢者・介護支援課）	P39 基本目標4-重点施策（1）
		福祉体験学習（学校教育課）	P38 基本目標4-重点施策（1） P40 基本目標4-重点施策（3）
		ボランティア活動体験学習（学校教育課）	P38 基本目標4-重点施策（1）
	カ 福祉活動専門員、社会福祉従事者などによる地域組織化機能の発揮	地区社協の活動支援（社会福祉協議会）	P39 基本目標4-重点施策（2）
		民生委員・児童委員の充実に向けた環境整備	民生委員児童委員協議会の運営支援（福祉課）
	ア 「住民に身近な地域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備〔社会福祉法第106条の3第1項第1号に規定する事業〕	生活困窮者福祉事業の推進（福祉課）	P38 基本目標4-重点施策（1）
		こども高齢者心の交流推進（こども・子育て課）	P38 基本目標4-重点施策（1）
		生活支援体制整備事業（高齢者・介護支援課）	P38 基本目標4-重点施策（1）
		ボランティア団体の育成と活動支援（社会福祉協議会）	P38 基本目標4-重点施策（1）
		地域づくり事業（福祉課こども・子育て課健康増進課高齢者・介護支援課）	P38 基本目標4-重点施策（1） P39 基本目標4-重点施策（2）
		属性を問わない通いの場づくり（福祉課/高齢者・介護支援課）	P39 基本目標4-重点施策（2）
		支え合いの地域づくり事業（社会福祉協議会）	P38 基本目標4-重点施策（1）
		福祉のこころ醸成事業（社会福祉協議会）	P40 基本目標4-重点施策（3）
		出前講座の積極的活用（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課）	P40 基本目標4-重点施策（3）
	イ 「住民に身近な地域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備〔社会福祉法第106条の3第1項第2号に規定する事業〕	包括的相談支援事業（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課）	P37 基本目標3-重点施策（3）
	ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築〔社会福祉法第106条の3第1項第3号に規定する事業〕	包括的相談支援事業（福祉課/こども・子育て課/健康増進課/高齢者・介護支援課）	P37 基本目標3-重点施策（3）

	基本目標	重点施策	市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項	ページ
1	安全・安心なくらしを守るしくみづくり。	1 地域福祉を支える人材の育成支援	①-ク ①-ケ ①-コ ②-イ ③-ア ④-ア ④-ウ	P32
		2 災害時の避難支援体制づくりの推進	①-ア ②-オ ③-イ	P33
		3 安定した生活の確保	①-カ ①-キ ①-サ ②-ウ ②-エ ③-ウ	P33
2	自分らしく活躍できる地域づくり。	1 一人一人が尊重される参加と活動の場づくり	①-オ ③-ウ	P34
		2 情報共有と支援ネットワークの構築	①-サ ①-タ	P35
		3 福祉分野以外の連携	①-ア ①-ス	P35
3	もがともにつながり、支え合う地域づくり	1 ポランティア・NPO法人など福祉団体等の活動支援	①-セ ③-ア ③-イ ④-ア	P36
		2 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり	①-イ ①-ウ ①-エ ①-ソ ①-タ ④-キ	P37
		3 生活課題のニーズを包括的に受け止める体制づくり	②-ア ⑤-イ ⑤-ウ	P37
4	地域に关心を持ち、行動できる人が増え る環境づくり。	1 住民等による支え合い活動の促進	①-シ ④-イ ④-エ ④-オ ⑤-ア	P38
		2 地域における支え合い拠点の整備・拡充	①-シ ⑤-ア ④-カ	P39
		3 あらゆる世代の福祉学習の推進	①-タ ④-イ ④-エ ④-オ	P40



地域づくり フォーラム ～みんながもうちょっと幸せになる～



令和7年10月19日、市制20周年を記念して地域づくりフォーラムを開催しました。今回のフォーラムでは「地域共生社会」をテーマに、多くの方と一緒に、みんなが支え合いながら安心して暮らせるまちについて考える時間となりました。

この場を通じて、誰もがもう少し幸せを感じられる地域について改めて考えるきっかけになったことを貴重な機会と捉えています。これからも地域福祉の取り組みを大切に進めてまいります。

あなたにとっての「もうちょっとしあわせ」を教えて下さい



■ 20代～30代の付箋

■ 30代～40代の付箋

■ 50代～60代の付箋

■ 70代以上の付箋



- ☺おいしいものを食べているとき。
- ☺友達と話して笑うこと((ゝ▽ゝ))ケラケラ
- ☺意見を言っても受け入れられる。
- ☺助け合える関係が自然に出来ている。

- ☺10時間以上眠れる。
- ☺推しのliveに行くとき♥
- ☺美味しいスイーツを沢山たべること。
- ☺友達と集まって勉強する時。



- ☺家族と一緒にご飯を食べること。
- ☺寝ること！
- ☺ゆっくりおいしいコーヒーを飲む時間があると幸せ！！
- ☺娘がすくすく育っている。
- ☺家族で一緒にいる時が幸せ。



- ☺子ども達や孫と会えるって幸せです。
- ☺健康第一！自分で働けること。
- ☺作ったご飯が思ったより美味しかった時。
- ☺娘がバイクの後ろに乗ってくれることが幸せ！
- ☺旦那に内緒でスイーツを食べる時。
- ☺旅行に行く。
- ☺毎日大好きなお酒がのめること。



- ☺歩けることの幸せ！！
- ☺友人との交流。
- ☺一人暮らしは楽しいです(^^♪
- ☺車の運転が出来て出かけられること。



山梨市地域福祉計画策定懇話会 委員名簿

役職名	所 属	氏 名
会 長	山梨市民生委員児童委員協議会 会長	荻原 真紀子
副会長	山梨市社会福祉協議会 会長	鶴田 瞳雄
委 員	山梨市区長会 会長	若宮 達人
	山梨市障害者福祉会 会長	村松 岩男
	山梨市ちどりクラブ 会長	三枝 博
	山梨市校長会 会長	三枝 一哉
	山梨市ボランティア連絡会 会長	塚田 好子
	山梨保護区保護司会 会長	西島 茂徳
	山梨県立大学人間福祉学部教授	高木 寛之

山梨市地域福祉計画

令和8年（2026年）3月発行

〔発行元〕

山梨市 福祉課 社会福祉担当

〒405-8501 山梨市小原西843

TEL: 0553-22-1111 / FAX: 0553-23-2800